

令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第23号

令和元年9月9日(月曜日)

出席議員 (21名)

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

欠席議員 (1名)

1番 関 田 貢 君

議会事務局職員 (5名)

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次長	並 木 俊 則 君
議事係 長	尾 崎 潔 君	主 任	櫻 井 直 子 君
主 任	高 石 健 太 君		

出席説明員 (32名)

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総務部長	阿 部 晴 彦 君	総務部 参事	東 栄 一 君
市民部長	村 上 敏 彰 君	子育て支援部長	吉 沢 寿 子 君
福祉部長	田 口 茂 夫 君	環境部長	松 本 幹 男 君
都市建設部長	鈴木 菜穂美 君	学校教育部長	田 村 美 砂 君
学校教育部 参事	佐 藤 洋 士 君	社会教育部長	小 俣 学 君
企画財政部 参事	藤 本 貴 史 君	公共施設等 マネジメント課長	遠 藤 和 夫 君

情報管理課長 山田茂人君
地域振興課長 大法努君
障害福祉課長 小川則之君
環境課長 宮鍋和志君
都市計画課長 神山尚君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君
社会教育課長 高田匡章君

職員課長 矢吹勇一君
子育て支援課長 鈴木礼子君
健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 中山仁君
都市建設部副参事 内藤峰雄君
建築課長 中橋健君
学校教育部副参事 吉岡琢真君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時42分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

当市議会において、会議規則第75条第2項により、本会議の議事は速記法によって速記することとなっております、速記者が同席することとなっておりますが、本日は台風の影響から交通機関の乱れにより速記者の到着がおくれており、到着の時間が未定であります。

このことより不測の事態でありますことから、会議規則第157条により、議長発議により、本日の会議に限り速記者が到着するまでの不在の間、録音機器により会議を記録することを議会運営委員会にて決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましてとおり、不測の事態でありますことから、本日の会議に限り、速記者が到着するまでの不在の間、録音機器により会議を記録することといたします。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（中間建二君） 9月6日に引き続き、5番、森田真一議員の一般質問を行います。

○5番（森田真一君） おはようございます。

それでは、先週に引き続きまして、学校施設の改善についてお聞きしたいと思います。その前に深夜、早朝にわたって、記録的な風、台風の対応ということで、市の職員の皆さんや消防団の皆さん、対応に当たっていただきまして本当にありがとうございます。この場から一言、御礼申し上げたいと思います。

さて、先週、トイレのにおい対策のことにについて触れましたが、小便器のにおいについてなんです。タイマーによる自動洗浄について、どの学校でもタイマーのありがたがよくわからないということで、流す回数などを調整すれば、におい対策になるのではないかとということも伺いました。これは調整できれば改善できる可能性、一定あると思いますので、ぜひ仕様については確認のお願いをしたいということで、よろしく願いいたします。

学校施設改善について、あと1点だけお伺いしたいと思います。建物清掃については、トイレも含めて業者さんに委託をしているというふうにも伺いました。よくやっていただいているところもあれば、たびたび注意をしても不十分な結果だったというようなお声も聞いております。そこで、委託の仕様が各学校でわかるように

なってるというふうにも思ったんですが、委託仕様書があると思うんですが、現行これ各学校ではどのように利用されてるか伺いたと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 委託の仕様書につきましては、年度当初の副校長会において各学校へ配布しておりますので、それをもって学校のほうで確認等をしてるかというところでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** じゃ、承知いたしました。

そのときに対応された先生が、たまたま着任されたばかりだったりとか、いろんな事情で皆さんに伝わってるとは限らないということも起こり得るかもしれませんので、そのところでは年度ごとに改めて御確認をお願いできればと思います。

それでは、学校施設の改善については、これでおしまいにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、資源物の集団回収についてなんですけど、市で協定を締結している他の事業者の方に、協力をお願いできないのかなということも思うんですけども……ごめんなさい、失礼しました。ちょっともとに戻ります。

契約事業者より、ペットボトルの回収の打ち切りを通告されたっていう自治会があるというふうにも伺いました。他の事業者のあっせんなどできないのかどうかっていうことについて伺います。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 市では資源物集団回収ということで、この事業を行っていただくに当たりましては、事業者さんと協定を締結させていただいて、その協定を締結していただいた他の事業者さん、こちらのほうにもお願いはさせていただいています。ただ、その他の事業者さんも、やはり市況の関係でどうしてもできないと、拡大はなかなか難しいというような形での御回答をいただいております。ですが、幾つかの集団回収団体の方については、収集品目の見直しをしていただくというような形で、事業者において、また協力がその段階でできるという形のお話をいただきましたので、集団回収、続けていただいているという段階もまだございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 集団回収、当たっていただいている皆さんというのは、これまでもごみ削減について特段の努力をされてきた皆さんでありますので、不本意なことにならないだろうかっていう心配もするわけであり

ます。

ほかの自治会からなどの相談というのはあったんでしょうか。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 今回の集団回収ができないよと申し立てをしていただいたその事業者の方、またその関係がありました関係で、数団体からこちらのほうにお問い合わせという形ではいただいています。そのいただいたところに関しましては、今後の収集については不測の事態が生じないようにということで、市の収集に移行していただいているような形でございます。

また、市では事業者から詳細な状況ということで、今の現状の市況の関係、そちらのほうきちんとお伺いさせていただきまして、多くの集団回収団体の方には、市のほうから今現状こうなんですという形での回答をさせていただいています。

ただ、やはり一番考えなきゃいけないのは、廃棄物っていうことで排出された市民の方が、やはりそれを回収できないという形にならないような形にしなきゃいけないということで、そこではやはり支障が生じないようにということを重点的に考えまして、対応のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 承知をいたしました。

そういう趣旨でありますので、ぜひ回収に御協力いただいている皆さんとは、密にコンタクトをとっていただいて、満足のいくような、より一層、協力をお願いできるような関係をとっていただければと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、最後の項目になりますが、多摩湖周遊道路の改修についてなんですけれども、路肩にできた溝に走行中のロードバイクの前輪の細いタイヤがはまって転倒して、乗っていた方が住宅の門扉まで投げ出されて大けがをしたという事故が、これまでもありました。現地付近、調べてみますと、同様の溝が既に補修されていたところもあれば、路面に大きくでこぼこができていたところも多数ありました。ほかでも同様な道路があるのかどうか、把握の状況を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この事故でございますが、昨年の平成30年10月に沿線住民の方から、多摩湖通りで車道と歩道の境部分の車道の舗装が下がっており、そのためロードバイクで転倒した方がいたので補修してほしいとの御依頼がございました。当該場所につきましてはすぐに補修を行いましたが、転倒した方からの連絡はなく、その方を特定することができなかつたため、その方への対応はできてございません。多摩湖通りにつきましては、その後、道路点検を行い、同様の箇所があったため補修を行ってございます。

その他の路線につきましては、同様の状態になっている箇所は、現在のところ把握している中ではないと認識してございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） いわゆるママチャリぐらいのタイヤの太さだと、余りそういうこと、多分今の状況だと起こりにくいと思うんですが、このロードレーサーって言われるような細いタイヤの場合ですとね、すっぽりはまるような部分があるのかなって見てて思いました。市の観光施策では、多摩湖を拠点としたレジャーが重視をされていますが、自転車愛好家が多く訪れることも考え合わせますと、放置できないのではないかなというふうに思います。改修計画が立てられない、障害となっていることはどういうことかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩湖通りにつきましては、現在のところ部分的な補修で対応してございます。

市内の道路の舗装が全般的に劣化してきてございまして、道路点検により、多摩湖通りを含めまして、優先順位をつけて順次舗装改修を行っていくという考えでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 万一なんですけど、同様な事故が起きて訴訟などが発生した場合の市の管理責任っていうのは、どこまで問われる可能性があるのかお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市が管理する道路に不備があった場合には、速やかに補修を行って道路の安全に努めているところでございます。道路の不備が原因で同様の事故、あるいはその他の事故が起こった場合には、市に過失があるものとして真摯に対応していくという考えでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） こういうロードレーサータイプの自転車なんかに乗ってらっしゃる方っていうのは、大概自転車保険ですとかね、そういった保険に入ってる方、多数だと思いますので、恐らく想像ですが、今回けがなされた方なんかも、そういうものを利用して対応されたから、特に連絡もなかったのかなというふうに思うわけですが、理屈で言ったら、その保険会社のほうで代理請求して市に賠償を要求するなんてこと

も考えられなくもないわけであります。

それは別としても、せっかく多摩湖周遊を楽しみに来られたこういう自転車愛好家の方なんか、がっかりして帰るといような結果にはならないように、ぜひお力添えをいただきたいというふうに思いますので、その点だけ改めてお願いさせていただきます。

それでは、私の一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。

まず昨晚からけさにかけて、関東に上陸をいたしました台風15号によりまして、各地で多くの被害が発生をいたしました。衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、早急な復旧がなされますよう御祈念を申し上げます。

さて、通告に従いまして、令和元年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、都営向原団地創出用地の活用についてです。

都営向原団地創出用地については、東京都教育委員会は平成31年2月に、正式にこの地を特別支援学校の候補地として公表し、3月には東大和市民に対する説明会も行われました。この間、平成31年3月の定例会においても確認をさせていただきましたけれども、尾崎市長の決断により特別支援学校の建設へ向け、事業の前進がなされたこと、改めて高く評価させていただきたいと思います。それとともに、この事業が速やかに、また順調に進展していくことを心から願うものであります。その意味で、現時点でのこの事業の進捗状況、並びに市と東京都の協議の状況について確認をさせていただきたいと考えます。また、市が東京都へ学校建設に際し、要望してきた多くの事項に対する回答がありました。これを市としてどのように評価しているのでしょうか。また市にとって否定的な見解が出された事項についても、市として今後どのように対処していくのか伺いたいと思います。

そして、この学校建設に伴い決定している雨水貯留槽の整備について、その予算規模が大きくなると思われることから、私ども公明党としても、東京都の支援を受けられるよう、市の積極的な取り組みを望んでまいりました。このことについて、現状どのような協議が進んでいるのか伺いたいと思います。あわせて南側創出用地の利用について、協議の状況を確認させていただきたく、以下の質問をいたします。

①（仮称）都立北多摩地区特別支援学校について。

ア、建設に向けて進めてきた東京都との協議の進捗状況について伺う。

イ、特別支援学校建設に際し、市が要望してきた事項について、東京都からの回答があった。これに関する市の見解と、今後のさらなる取り組みについて伺う。

ウ、特別支援学校建設に伴い設置することになっている雨水貯留槽について。

a、施設整備に関する予算は、どのくらい見積もられているのか。

b、大規模な土木工事となるため、東京都の支援を受ける必要があると考えるが、この件について東京都と

の協議はどこまで進んでいるのか。

②南側の都営向原団地創出用地の利活用について。

ア、東京都との協議の進捗状況を伺う。

イ、利活用に関して、今後どのような展開を考えているのか。

2点目は、高齢者の交通手段の確保と公共交通の充実についてです。

昨今、高齢者ドライバーによる甚大な被害を伴う交通事故が全国で相次ぎ、社会的な関心が高まっております。市民の安全を確保するとともに、高齢者ドライバー自身も守る上で、行政の積極的な取り組みが欠かせないと考えます。これまでも公明党は市議会の場で、高齢者ドライバーの免許返納の推進と返納後の移動手段の確保について、市の取り組みを促してまいりました。

そこで、市として現在取り組んでいる返納推進の動きなど、種々の取り組みを確認させていただきたく、またあわせて東京都がこの7月末に緊急対策として開始した安全装置設置の補助事業について、市としてどのように後押しをしているのか、その方途を確認させていただきたいと考えます。

また、市の公共交通の一翼を担うちょこバス及び今後その役割が期待されるコミュニティタクシー事業について、現状と今後の展開に関しても伺いたく、以下の質問をいたします。

①高齢者の運転免許について。

ア、高齢者ドライバーによる重大な交通事故が各地で相次ぎ、改めて高齢者の運転免許返納に関心が集まっている。当市における高齢者の運転免許返納の推進について、現状と今後の展開を伺う。

イ、東京都においては、高齢者ドライバーへの緊急対策として、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の運用が開始された。この事業内容と、市における市民への情報提供のあり方、推進への取り組み等について伺う。

②高齢者の移動支援について。

ア、運転免許を返納した高齢者や独居の高齢者などの移動手段として、ちょこバスの利用促進を進めるべきと考える。現在のちょこバス利用に関する市の支援の取り組みはどのようなものか。

イ、ちょこバスの利用促進に関し、例えばシルバーパスを提示した高齢者は、通常料金ではなく、子供料金と同額もしくは100円にするなどして、日常的に乗車しやすくなるよう、料金体系の工夫をすべきと考えるが、市の見解はどうか。

③コミュニティタクシーについて。

ア、コミュニティタクシーの事業展開について、現状と今後の取り組みについて伺う。

イ、市の交通空白地域と言われている箇所への展開について、市の見解を伺う。

3点目は、学校教育の情報化の推進についてです。

私は、これまでも一般質問の場において、学校の情報化（ICT化）の推進について、積極的な取り組みを要望してまいりました。1990年代後半からこの二十数年で加速度的に発展してきた情報化の流れは、社会構造そのものを変革していく大きな力を持ち、未来に生きる子供たちは、いや応なく高度化、複雑化していく情報社会を生き抜くすべを身につけなければなりません。また情報化によって、学校現場の業務内容が効率化されていくことは、教職員の労働環境も大きく変えていくものですし、当然教育のあり方そのものも、変化、進展していくものと考えます。

先般、国においては、学校教育の情報化の推進に関する法律が、令和元年6月28日に公布されました。これ

には地方公共団体の責務として、市町村は国や都の学校教育情報化推進計画を基本として、市町村の区域における学校の情報化の推進に関する施策についての計画、市町村学校教育情報化推進計画を定めるよう努めなければならない等とわかれております。地方自治体においても、さらなる積極的な取り組みが期待をされています。

また、地方公共団体による施策の推進、努力義務の項目も明示されておりますが、こうした法律の趣旨に鑑み、学校教育の情報化に関する今後の市の取り組みについて確認したく、以下の質問をいたします。

①市内小中学校の情報化の現状について。

ア、設置されている機器の充足度について、多摩の他自治体及び東京23区と比較すると、どのようになっているのか。

イ、ICTを活用した教育について、どのような取り組みをし、成果を上げているのか。また、保護者等からの要望はどのようなものか。

②今後について。

ア、市町村学校教育情報化推進計画の策定に関する市の認識と今後の取り組みについて伺う。

イ、地方公共団体における学校教育の情報化推進に関して、国が努力義務としている項目に対し、市は今後どのように取り組みを進めていこうと考えているのか。

4点目は、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みについてです。

広く世界を見たときに、解決へ向け人類が危機感を共有して、相互協力を図りながら、努力を傾注しなければならない多くの課題があります。例えば地球規模の大きな環境変化一つ見ても、我が国も含め、世界各国で自然災害や経済への打撃、日常生活への悪影響をもたらしており、その解決のためには、世界の各国及び関係機関が連携を強め、ともに知恵を絞って事に当たらなければいけません。2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲット、232の指標が設定されています。そして、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成していこうとしているものであり、国際社会においてはその努力が開始されています。

こうした世界の動きを鑑みると、私ども公明党は、国はもとより地方自治体においてもSDGsの視点を取り入れて、その政策に反映させていくべきであると考えております。本市議会においても、私ども公明党の同僚議員から、市へ積極的な取り組みをお願いしてきたところで。

折しも市では新たな総合計画を策定すべく検討を進められておりますが、総合計画及びこれからの市の各種施策においても、今申し上げましたように、SDGsの視点を盛り込んでいく必要があると考えております。そこで、SDGsの視点を生かし、その考えを反映させた施策展開及び総合計画の策定について、市の見解と展望を伺いたく、以下の質問をいたします。

①持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした施策展開について。

ア、東京都の取り組みはどのようになっているのか、また東大和市の施策にどのように影響してくると考えているのか。

イ、これから策定される新たな総合計画において、この持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした施策展開をすべきものとするが、市としての見解を伺う。

②持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした教育について。

ア、教育現場における持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした取り組みについて、これまでどの

ような検討がなされてきたか、また今後どのように取り組んでいこうと考えているか、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行います。よろしくお願ひ申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、北多摩地区特別支援学校（仮称）の建設に向けた東京都との協議の進捗状況についてであります。特別支援学校の設置に向けた事業を推進するため、令和元年6月28日に東京都教育庁と市におきまして、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書を取り交わしたところであります。

次に、都立特別支援学校建設に係る仮要望事項に対する東京都教育庁からの回答についての市の見解と今後の取り組みについてであります。雨水貯留施設の設置のため学校の地下空間が提供されることにより、市内水被害対策が進むものと認識をしております。今後につきましては、回答の中で今後の調整事項とされたものなどについて、引き続き調整してまいりたいと考えております。

次に、雨水貯留施設整備の予算についてであります。東京都教育庁では、現在、特別支援学校の基本設計前の段階であり、雨水貯留施設の規模や設置位置が未定のため、市における具体的な整備予算を算出することは困難な状況であります。ただし、雨水貯留施設には、都道青梅街道の南街交番交差点と、市道第5号線ハミングロード等から導水管を引き込むことが想定されますことから、雨水貯留施設本体の費用と導水管の費用を合わせると、相当の整備費用になると考えております。

次に、雨水貯留施設の土木工事に対する東京都からの支援についての協議についてであります。雨水貯留施設の設置に向けた調整の中で、市は東京都からの財政支援につきまして繰り返し要望をいたしました。確認書におきましては、内水被害対策のために行った施設等の整備にかかる費用の市の負担について、その軽減を図るための方策について調整を図ることとしております。

次に、都営向原団地の南側の創出用地についてであります。東京都住宅マスタープランにおきましては、都営向原団地の創出用地は商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成を推進するとしております。現時点で具体的な協議は進んでおりませんが、今後この方針を踏まえ、地区計画の変更について東京都と協議を進めてまいります。また、利活用に当たりましては、地域の皆様の意見を参考としつつ、駅に近い立地を考慮するとともに、生活支援機能の誘導を中心としながら、生き生きとにぎわいのある生活中心地の形成を目指してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の運転免許証の返納についてであります。全国的に高齢者の車両の運転による交通事故が多発する中、市におきましては、令和元年7月から運転免許証の自主返納支援事業としまして、免許証の返納者にちよこバスの回数券を交付する事業を開始いたしました。また、本事業につきましては、市公式ホームページに掲載するとともに、市役所内の窓口を初め、東大和警察署や高齢者関係施設等にパンフレットを置いて周知に努めております。本事業開始後、7月の1カ月で85の方が手続され、市内の高齢者の免許証返納への意識が高まってきていると推察しております。今後も引き続き本事業を継続してまいります。

次に、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助制度における市民への情報提供及び取り組みについてであります。本制度につきましては、東京都におきまして令和元年7月末から、ペダルの踏み間違え等による急加速を抑制する機能を有する安全運転支援装置の設置費用を補助する事業を開始したものであります。市におきましては、既に市公式ホームページに情報を掲載し、令和元年9月1日号の市報に掲載予定であります。

す。令和元年9月1日号の市報に掲載し、市内の方への情報提供に取り組んでいるところであります。

次に、高齢者の移動支援としてのちょこバス利用に関する市の支援についてであります。東大和市高齢者運転免許証自主返納支援事業としまして、高齢者の運転による交通事故の減少を図るとともに、公共交通への利用を促すため、65歳以上で運転免許証を自主返納した市内に住所を有する方に対しまして、ちょこバスの回数券を交付しております。交付しました回数券で、ちょこバスを利用することにより、回数券使用後のちょこバスの継続利用の促進が期待でき、利用者の増につながるものと考えております。

次に、シルバーパス利用者に対するちょこバス運賃の値下げについてであります。ちょこバスの利用者のうち、シルバーパスを所有している人数等が不明のため、具体的な額は算出できませんが、シルバーパスの提示により、一律100円にするなどの割引運賃を適用する場合につきましては、ちょこバスの収支への影響が考えられるところであり、シルバーパス利用者への割引運賃は現在のところ考えてはおりません。

次に、コミュニティタクシーの運行に向けた取り組みについてであります。公共交通空白地域で地域主体による検討会が組織された湖畔地域及び芋窪地域におきまして、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、市民、事業者及び市の協働により、コミュニティタクシーの運行について検討を進めております。湖畔地域につきましては、本定例会、補正予算審議におきまして、試行運行に係る経費の議決をいただきましたことから、令和2年2月からの試行運行開始に向けて準備を進めてまいります。芋窪地域につきましては、運行ルートを決するための交通管理者との調整が最終段階となっております。今後、地域の皆様と運行計画及び事業計画を作成し、東大和市地域公共交通会議の協議に付した後、試行運行実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市内の公共交通空白地域に対するコミュニティタクシーの導入に向けた取り組みについてであります。市ではコミュニティタクシーの導入について機運が高まっており、主体的な取り組みが行われている地域と共同して、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、コミュニティタクシー導入に向けた検討を行っております。コミュニティタクシーのような限られた地域における小規模な需要を対象とする交通を持続可能なものとするためには、地域の皆様に主体的に計画策定から運営まで、かかわっていただくことが重要であります。今後、公共交通空白地域において、機運が醸成され、主体的に検討会等が組織された場合は、協働して検討に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校の情報化の推進についてであります。市内小中学校に整備されている教育情報機器につきましては、他区市と比較しますと今後さらなる整備が必要な状況であると認識をしております。ICTを活用した教育についてであります。学校のさまざまな場面で活用されており、学習活動の充実が図られております。一方、保護者等からは、さらなる充実を求める声も届いているところであります。

次に、学校教育の情報化推進の今後についてであります。市町村学校教育情報化推進計画の策定につきましては、市としての計画策定に向けて研究を進める必要があると認識しております。市における学校教育の情報化推進に関する個別の施策につきましては、今後の国や東京都の施策を勘案しつつ、市の状況に応じた施策の推進を図るように努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、持続可能な開発目標であるSDGsの視点を生かした施策展開についてであります。東京都では平成31年1月に策定した3つのシティの実現に向けた政策の強化（2019年度）におきまして、2020年に向けた実行プランに掲げる政策とSDGsとの関係を整理するなど、SDGsの目標達成に取り組んでいるものと認識をしております。市におきましても、東京都の取り組みを参考として、市の施策とSDGsとの関係を整理す

るなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、新総合計画におけるSDG sの視点を生かした施策展開についてであります。現在進めております新総合計画の策定の中で、SDG sの視点を取り入れることについて検討してまいりたいと考えております。

次に、SDG sの視点を生かした教育についてであります。学校ではこれまでも環境教育等に取り組んでおりましたが、これからの時代を支える児童・生徒の育成に当たりましては、SDG sの各目標の達成に貢献していく教育活動が、一層重要になってくるものと認識をしております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育の情報化推進についてであります。市内小中学校に整備されている教育情報機器につきましては、小学校にはタブレット型パソコンが40台ほど、大型モニターが各学級に1台、中学校にはノート型パソコンが40台ほど、大型モニターが学校に3台設置されております。他区市との比較した設置状況につきましては、平成30年3月時点において、学習者用コンピューターは、東京都平均が1台当たり児童・生徒5.4人分に対して、市平均が1台当たり児童・生徒9.4人分程度となっております。また、先進的な区では、タブレットパソコンの1人1台の整備や、大型モニター等の全学級1台の整備などが進められております。

ICTを活用した教育につきましては、現在、各教科の特質に応じて、タブレット型パソコンを活用した事業や、プロジェクターで資料等を映し出す学習などを行っております。ICTを効果的に活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、各教科の学びを充実させることができしております。保護者等からは、ICTの活用について一定の評価をいただいているところではあります。情報機器のさらなる充実等について要望がございます。

次に、学校教育の情報化推進の今後についてであります。市町村学校教育情報化推進計画の策定につきましては、情報通信技術の活用により、教育活動の充実が図られております。また障害のある児童・生徒や、不登校の児童・生徒に対する教育機会の確保等、さまざまな教育課題の解決にも効果があると認識しております。今後の取り組みにつきましては、市としては計画の策定について国や東京都の施策の動向を注視しつつ、市の実態を踏まえた研究を進めてまいります。市では学校教育の情報化推進に関して、国が努力義務としている施策に対して、現在、特に学校における情報通信技術の活用のための環境整備を進めていく必要があると考えております。平成31年2月に策定した第二次東大和市学校教育振興基本計画では、学習用タブレット型パソコンを3クラスに1クラス分程度、指導者用タブレット型のパソコンを1人1台整備することを令和5年度までの指標としております。

次に、持続可能な開発目標（SDG s）の視点を生かした教育についてであります。新しい学習指導要領においては、これらの学校に対して一人一人の児童・生徒が持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることを求めています。東京都では、平成29年度から持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業を実施し、SDG sの達成を目指した実践事例を発表するなど研究を推進しております。市としましては、今後、東京都の研究の動向や、これまでの成果などを踏まえ、SDG sの実現に向けた学校教育のあり方について研究を進めてまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、都営向原団地創出用地の活用についてでございます。

特別支援学校の建設につきまして、東京都と市で確認書を取り交わしたと御答弁いただきました。これについては7月11日に、私ども議員へも情報提供をいただいております。ここには設置予定場所と建蔽率や容積率、日影規制などの条件も記載されております。これに基づきまして、小学部、中学部、高等部、高等部職能開発科の72学級程度が規模として予定をされておるようでございます。学校校舎は、その配置は何階建てか、また体育施設やグラウンドはどのようになるのかなど、細かいところも含めまして、確認書の記載に基づき、これから順次設計されるという認識でよいのか、この点、伺いたいと思います。またその設計されたものにつきましては、市や市民にも情報提供や説明の機会があり、それ相応の意見を述べる機会を確保してもらえると考えておりますけれども、この点についての市の御認識を伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず学校の設計の認識についてであります。7月25日の東京都教育委員会におきまして、北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置場所についてという資料が配付されております。この資料の中では、今後の進め方として、学校設置について必要な調査を実施し、整備計画を策定していくとありますことから、校舎の階数や配置などは、今後、整備計画等を通じて示されるものと考えております。

次に、市や市民に対する情報提供や説明機会についてであります。確認書の中で、東京都は学校建築計画運営等について地域住民への説明を随時行い、理解を得ること、また学校竣工までの間に現地で行う工事について、地域住民への説明を随時行い、理解を得ること。また学校運営やスクールバスの運行につきまして、地域住民の理解を得るように十分に配慮することとしておりますことから、学校の建築計画から学校運営等に係る過程におきまして、地域の方への説明が行われ、意見を伝えることができる機会は確保されるものと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 特にその地域住民の方の御理解というのは、非常に重要になってくると思いますので、ぜひ市としても東京都と協力しながら進めていただければと思います。

次に、本年6月4日に市議会議員の皆様へ情報提供のございました特別支援学校建設に係る仮要望事項に対する回答と、今回の都と市の確認書を見比べてみますと、要望として受け入れられた内容と、そうでないものがあるというふうに見受けられます。確認書には、学校施設開放、二次避難所等、グラウンド、地元連携、内水被害対策、財政支援、地域住民への配慮について都と確認をされております。これらは市の仮要望事項にも入っていたものでございますので、まず確認書に記載されているこれらの事項に関する東京都の対応について、市としてどのように受けとめていらっしゃるのか伺いたいと思います。市として東京都はよく譲歩してくれて、市の要望を聞いてくれたとお感じなのか、またそれとも市として、せめてこれだけはというところで妥結したという印象なのかということについて確認させていただきたいと思います。また確認書に記載された事項について、市の行政運営やまちづくりにどのような効果をもたらすものというふうにご考えておられるか、伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 確認書に記載された事項に対する市の受けとめでございますが、校舎地下ピットの一部を、一時的に雨水を貯留するための空間として供されることにより、雨水貯留施設を整

備できることは内水被害対策として、防災面で大きい効果が得られるものと考えております。また学校施設の都民開放を前提とした整備による市民の皆様の利便性の向上や、二次避難所等に係る調整を通じた安全・安心なまちづくりの効果、そのほか地元との連携などについて調整を図ることが含まれておりますことから、市の要望について一定の内容が反映されたものと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君）　そこで市の仮要望事項で、確認書に盛り込めなかった事項はどのようなものがあるのでしょうか。これを東京都が確認書に盛り込まなかったことに対する市の受けとめは、どのようなものか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）　仮要望事項について、確認書に記載がない項目としては3点ほど、まず申し上げたいと思います。雨水貯留施設の整備が東京都の負担ではなかったこと、屋内温水プールを東京都負担により整備をするということ。市民会館で駐車場が満車となることが予測される際の臨時駐車場としての利用についてでございます。受けとめでございますが、東京都にも内部の決まりなどがありますので、それらとの均衡を図ることが調整の中では壁となってしまったものと受けとめております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君）　ぜひとも東京都にはそこら辺についても、御努力いただきたいかなというふうに思っております。

そのことについてなんですが、仮要望にあつて確認書にないこと承知の上で、以下、伺うんですけども、まず1点目、屋内温水プールの設置と地域開放は今後可能性があるのかないのか。また市民会館の臨時駐車場としての利用は、それでもなお実現できるのかできないのか。職業に関する教科学習として市と連携していく事業は積極的に検討してくれそうなのかどうか。また物品納入等の市内事業者への発注、市内求職者の優先作業についてさらに求めていくことが可能なかどうか。関係局へ情報提供済みとある事柄については、情報提供された関係局と市が今後交渉することは可能なのか。こういった事柄について、現状、市の見解を伺いたいと思います。こういった確認されなかった事項につきましても、市として実現すれば、まちづくり等、よい影響があるというふうに私は考えておりますので、私としては引き続きこういったことにつきましても話し合いを設けて、努力していただきたいというふうに考えておるんですけども、この点についての市の御認識を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）　ただいま幾つか確認書に盛り込まなかった事項等についての御質疑をいただきました。順次お答えしたいと思います。

まず屋内温水プールでございます。この設置及び地域開放につきましては、衛生管理、構造設備の面で学校プールには求められていないレベルの整理が必要とのことでありました。学校が温水プールを導入する合理的な理由がなく、温水プールにかかるイニシャルコストを市が負担することが求められておりますことから、これは難しいものと考えております。

続いて、市民会館の臨時駐車場についての利用でございますが、学校運営上支障がないことという要件、また教育財産の目的外使用に係る使用料の徴収という要件がありますことから、開校後に臨時駐車場としての使用が必要となることを見込まれる際に、個別に調整を要する項目であると考えております。

続いて、職業に関する教科学習に係る市との連携につきましては、確認書において学校の実習等における地元との連携について、学校の開校前年度に設置を予定する開設準備室が設置された後、カリキュラムの内容に

応じて具体的な連携範囲や内容について調整を図るものとしております。

次に、市内事業者の発注に係る契約案件についてでございますが、東京都の契約事務規則等に基づき実施されることとされております。

また、市内求職者の優先採用についてでございますが、委託業務については委託業者が募集することから、都は関与しないとのことであります。学校が直接募集する場合にも、東京都の募集要項等に基づき選考することとあります。

いずれも東京都として一定の決まりに従って対応されるものであると了解をしております。

最後に、関係局への情報提供済みの案件につきましては、仮要望事項に対する回答や、確認書の取り交わしに当たりまして、教育庁が直接担当していない業務につきましては、関係局への情報提供とされた項目でありました。

今後、当該事案に発生した場合には、個別に調整を図ることが必要であると考えております。今後、引き続きの調整事項となっていることがさまざまありますので、引き続き東京都とは調整をしまいたいと考えております。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） 今、何点か伺って詳しく御答弁いただきましたけれども、プールに関しましては、私どもも真備町のほうの特別支援学校を拝見したときに、やはりプール、市民開放されたというようなことでもございましたので大変期待をしておったんですけども、難しいということでもございました。これは非常に残念でありますけれども、何とかよい方向性、見つけられないかと今でも思っておりますけれども、何かしら状況が変わって、こういったこともできるようになった場合につきましては、ぜひとも御検討いただきたいというふうに思います。

また市民会館の臨時駐車場としての利用につきましても、個別で対応するというところでございましたので、これにつきましてもしっかりとまた周辺の渋滞等のこともございますので、対応していただければというふうに思います。また特に市内求職者等につきましては、実はこの間、私も特別支援学校できたら、そこで働けるのかというようなお話も二、三、直接いただいているところでございますので、ぜひ市内の方で働きたいという方がいらっしゃれば、ぜひ、東京都は東京都でルールがあるのはわかるんですけども、市内の方、優先に何とか採用していただけないかということも、引き続き追っていただければというふうに思いますし、また教育庁以外の関係局との交渉等につきましても、引き続きかなりタフな交渉もある場合もあるかもしれませんけれども、ぜひともせっかく建つ施設でございますし、市民の方にとっても、当然その教育の分野においては当然なんですけども、市民の方にとりましても多くの利益が得られるような形で、建設が進んでいくことを期待しておりましたので、ぜひとも今後とも努力していただければと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、雨水貯留施設に関してでございます。整備予算の算出は、現段階ではなかなか明確なものは難しいというようなことは理解をさせていただきました。ただ、相当大規模な工事になります。当然数億から10億前後になるかなというふうには思っているんですけども、改めてこの点について、この大きな予算が必要だということについての市の御認識を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 雨水貯留施設についてでございますが、校舎の地下空間を利用するという特殊な構造で、設計前の段階においては概算金額を算出できない状況でございます。その他、導水管のルートも検

討前のため、費用を算出することも困難でございますが、数億円以上はかかると見込んでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 非常に大きな予算が動くこととなります。その支援に関して、これまで東京都と交渉していただいていることは承知をさせていただきました。確認書にも、調整を図るとされてございます。東京都から引き出せる予算としては、どのような形を今考えておられるのか、また協議をされているのか伺いたいと思います。例えば市町村総合交付金で、手当をしてもらうことが可能ではないかというふうを考えておまして、私どもの会派といたしましても、都議会公明党の議員と連携しながら、市町村総合交付金などの活用につかまして、東京都からの支援が得られるよう強く働きかけを、今現在行っているところでございます。東京都からのさまざまな支援のあり方について、現状の市のお考え、またそれに対してどう対応していくのか、アプローチをしていくのか。その今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 市として期待しております財政支援につきましては、今御紹介がありました市町村総合交付金を考えているところでございます。内容につきましては、これから雨水の貯留施設の工事の進捗状況によると思いますけれども、まずそちらに合わせて必要な手続を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 特に自主財源だけで当然できませんし、確認書等にも、先ほど御答弁でもございましたけれども、東京都の負担にはならなかったというようなこともございまして、しかしながらやはり市単独でこういった事業を行うことは難しいという部分も当然ございますので、この予算の獲得ということにつきましては、さまざまな形で、市町村総合交付金がいだろうというふうに思って、私どももこれからも働きかけを続けてまいりますので、市としても、ぜひともさまざまな形で予算が獲得できるように、ぜひとも今後とも御努力をお願いできればと思います。

また、東大和市から申請しないと、この総合交付金は対応できないというふうに聞いてございますので、しっかりと申請ということに関しましても、念頭に置いていただきながら、市町村総合交付金に限らず、さまざまな手を使って、こういった予算確保ができるように、お取り組みいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、南側の創出用地についてお伺いいたします。具体的な協議が進んでないということは承知をさせていただきました。恐らくそうだろうなと思いつつも、そこで今後の地区計画の変更につきまして、東京都と協議を進めているということでございますけれども、現段階で市、また東京都が考える地区計画はどのようなものがあるのでしょうか。また、いつまでに、どのように、地区計画変更を進めるという現段階での目算があるのかどうか、この点について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 地区計画の変更についての都との協議はこれからですので、具体的なことはお答えできませんが、今後の協議に当たりましては、東京都住宅マスタープランに基づく東京都の方針を踏まえるとともに、市としても駅に近い立地を考慮しつつ、当該地区が生き生きとにぎわいのある地区となるために、必要な施設を誘導できるよう地区計画を検討していくものと考えております。

なお、地区計画の変更時期につきましては、これも具体的なことは定まっていますが、学校の設計に3年程度を要すとのことでございますので、少なくとも3年程度の期間はあるものと考えております。この間に、まちづくり条例に基づく説明会などの手続を進めていくものと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 少なくとも3年以上は、やはりじっくり検討を重ねながら、さまざまな手続も進めていかなければ、大変御苦勞をかける部分であると思いますけれども、ぜひとも市民の皆様にご納得いただけるような形で市と、また東京都と協議を進めていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この南側の利活用に関しましては、多様な要望や御意見が市のほうにも届いてらっしゃるかというふうに思いますし、この議会におきましてもさまざまな御意見が出ております。私も地元を回っておりまして、ショートステイができる介護予防施設、介護施設、医療施設は整備してほしい。また商業施設を整備して、にぎわいをつくってほしい。スポーツ施設がいい。子供も活用できる図書館が欲しい。やはり住宅を建設したほうがいい。さまざまな御意見を地域の方々からも伺っております。東京都住宅マスタープランに基づいての計画になるということは承知をしておるんですけども、その上で大きな主軸となる事業はマスタープランに基づくとしても、それに付随して多様な施設を整備して、市民の要望の一つでも多くお答えしていくということが可能なかどうか、この辺について伺いたいと思います。

例えばちょっと角度違うんですけども、神奈川県大和市、以前視察させていただいたときに、健康をメインテーマ——主軸、コンセプトといたしまして、市民会館、図書館、学習センター、展示スペース、こういった複合施設、そこには商業施設も当然入っておるんですけども、そういった複合施設を建設して市民の方に大変好評を得ている。精強な施設となっているといった事例も学ばせていただいております。この向原の南側の地に地域住民の要望を取り入れた複合施設の整備がなされる可能性があるのか、この点について市の現段階での御認識を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 都営向原団地の南側の創出用地におきましては、東京都が民間活力を導入して生活支援機能を誘導していくものと考えております。この民活事業は、民間事業者の提案や事業参加がなければ成り立たないものでございますので、採算がとれない施設の設置は基本的には難しい事項と考えております。

なお、例えば生活支援施設に地域のコミュニティーを高めるための交流スペースなど付随させることは不可能ではないかなと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） いろいろ難しい状況があるというものは、今確認をさせていただきました。しかしながら市民の方からは、さまざま多くの要望もございますし、当然これから市としても、また東京都としても、多くの事項につきまして、御意見を伺っていく機会も多くあるかと思っておりますので、ぜひとも1つでも多く市民の方に御納得いただける、特に地域住民の方に御納得し喜んでいただけるような、そういった利活用について今後ともぜひとも御努力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

この質問につきましては以上で終了させていただきます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） 続きまして、2点目、高齢者の交通手段の確保と公共交通の充実について、再質問を

させていただきます。

高齢者の運転免許返納の推進につきましては、私ども公明党としても積極的な取り組みをお願いしてきておりまして、この間、さまざまな取り組みをしていただいております。事業開始後、7月、1カ月で85の方が手続をされたとのことでございます。この成果は、大変すばらしいものであるというふうに高く評価をさせていただきますまして、引き続き充実した取り組みをお願いしたいと思います。この成果に対します市の手応えはどのようなものなのか。また、8月の返納者数がわかれば教えていただきたいと思います。あわせて、これに関してコミュニティバスの回数券交付に対します当事者の方の評判はどのようなものなのか。この点について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この制度、令和元年7月1日から事業を開始しておりまして、その申請者数でございますが、7月は先ほど市長の答弁でもございましたように85人で行いました。8月につきましては30人という結果が出てございます。7月は85人と大変多かったんですが、これは制度として運転免許証返納後、6カ月以内の方を申請条件としまして、事業開始6カ月前の平成31年1月1日以降に返納した方からを対象にしたことから、事業開始の1カ月間は7月1日前に運転免許証を返納した方たちが、多く申請に来られたことが理由であると考えております。8月になりますと、7月以降に運転免許証を返納した方がほとんどであるため、申請者数は落ちついてきている状況でございます。担当課としましては、高齢者の方の運転免許証の自主返納に対する意識が、高まってきていると推察しているところでございます。

それから、コミュニティバスの回数券交付に対する当事者の方の評判ということでございますが、ほとんどの方にありがたく受け取っていただいているような状況でございます。ただし、一部の方から、毎年もらえないものかという要望がございます。そういう要望があったときには、市におきましては高齢者の運転免許の自主返納を促進する事業としまして、コミュニティバスの回数券を配布していることから、1回限りであるということで説明させていただいております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金、これについて伺いたいと思います。周知に取り組んでいただいているということ、まずはありがとうございます。この補助事業につきまして、壇上答弁に加えてもう少し詳細に教えていただければありがたいと思います。

ある市民の方から、早速ディーラーに補助金による設置を要望したけれども、正規の装置がつけられない車種で断られたが、どうしたらいいかと御相談をいただきました。調べますと、車の用品を売っております量販店で対応可能ということで話が決着をいたしまして、無事につけられたそうでございます。この補助金に申請する方は高齢者の方なので、さまざまな情報を取り切れていない、また理解できてない部分もあるのではというふうな点につきまして、危惧をするものでございます。今後、市民からこの件について市役所にお問い合わせなどがあった場合には、市報に載せました、ホームページを御参照ください、と言うだけでなく、さらに一步深く、相談された方がきちんと補助金申請をできるような形で、対応していただくとうれしいというふうに考えるんですけれども、この点についての市の今後の取り組み、考え方についてお聞かせいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この東京都の補助の制度でございますが、7月の末から運用開始ということになりましたが、その後、市の窓口に来られる方や電話での問い合わせがございました。件数は把握してございま

せんが、それほど多くはございませんでした。最近は全然ないような状況でございますが、8月の初めから中旬にかけて五、六件程度であったと記憶してございます。市の窓口には、パンフレットと取り扱い事業者名を掲載しましたチラシをセットで用意してございまして、制度の概要を説明してございます。これは市の窓口に来られた方、また電話でのお問い合わせでも、こちらのほうで説明させていただいています。

例えば、70歳以上の方が対象であること。また車の所有者であること。または車検証が対象者の住所となっていることや、自家用車であることなどの条件や、店舗で支払う金額は設置費用の1割で、補助金分は店舗が直接東京都に申請すること。店舗によっては、設置できる車と設置できない車があることなどを説明してございます。詳細までは把握してございませんので、詳細は取り扱い事業者を確認してほしいということで伝えてございます。今後も問い合わせがあったときには、丁寧な対応を心がけたいということで思っております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そもそもが東京都の事業でございますし、現場も各事業者の方と直接やりとりしなければいけない部分もございまして、市としてできる限りのことを今していただいているというふうに認識させていただきましたので、引き続き丁寧な御対応、よろしく願いいたします。何よりも高齢者の方々の命、安全、またその他の地域の方、市民の方の安全を守るための大事な事業でございますし、都議会におけます私ども公明党といたしましても、この事業、推進をさせていただいておりますので、市のほうとしてもできる限りの対応を、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、ちょこバスの件ですけれども、高齢者のちょこバス利用促進として、重ねて回数券の交付をしたとの御答弁をいただいております。先ほど当事者の評判も伺いましたけれども、これに関しまして引き続きお取り組みをお願いするとともに、実際に利用された方の声も広くアピールをしていただければと思うんですけれども、この点についての御見解、お取り組み、伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） このちょこバスの回数券の配布時に、申請者の方の御意見等をお聞きすることはできますが、一旦、配布した後に、その方々に限定して御意見を聞くことはちょっと難しいということで感じてございます。配布した方々の御意見を聞き、運転免許証の自主返納後の外出時の手段をどのようにされているのかを把握することは大切であると考えますので、この制度を利用した方と話をする機会があったときを捉えて、利用に対する声を聞くとともに、運転免許証の自主返納事業のさらなる普及につなげられればということで考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、高齢者のちょこバス利用促進に関します料金体系の検討ということについて伺いたいと思います。この間、私自身もまた、私ども公明党会派といたしましても、多くの高齢者の市民の方から、ちょこバスを利用しやすくしてほしいといったお声を伺ってございます。

さまざまな御意見があるんですけども、路線のあり方とかバス停の位置とか本数とか、さまざまな要望がございまして、その中でも特に料金体系につきましては御要望いただくものでございます。これまでも料金改定に関して、さまざまな御意見、御説明いただいておりますけれども、改めて今後のあり方、特に高齢者で、シルバーパスを所持している方の利用促進について、以下、幾つか確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、ちよこバスの利用者に関しまして、年齢等の調査をしたことがあるのか、再度、御確認をさせていただきます。

○都市計画課長（神山 尚君） 結論から申し上げますと、全乗客のうち、シルバーパスの対象となる70歳以上の方の割合は把握してございません。市では平成28年4月にちよこバスの乗降量調査を2日間、行っております。これは1乗車当たりのトリップ、つまり乗車バス停と降車バス停を調査することを目的としております。この調査は、職員がバスに乗車して調査しておりますが、その際、乗客の年齢層を職員の目視、つまり見ただけで調査しています。調査におきましては、高齢者の年齢区分を60歳以上のみとしておりますが、その乗車率は全体の約45%でございます。OD調査におきましては、高齢者につきましては60歳以上の区分のみであること。また、目視による見ただけの調査であることから、シルバーパスの対象となる70歳以上の方の割合というのは把握してございません。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 目視で、御確認いただいて、60歳以上が45%というお話いただきました。私の印象の話で申しわけないんですけども、特に日中の利用者につきましては、高齢者の方、シルバーパスを所持していらっしゃるような高齢者の方が多いように感じておりますけれども、例えば委託業者の方が実際に乗降客の方と接していて、どのような年齢層が多かったのか、例えば60歳以上の45%ということでございますけれども、さらに70歳以上、シルバーパスを持っていらっしゃるような方々、多いのかと話し合いの中で出てきたことがあるのかどうか。済みません。しつこいんですけども、この点について確認させていただきます。

○都市計画課長（神山 尚君） 申しわけございませんけれど、西武バスの小平営業所さんとお話する中で、年齢層についてちょっとお話ししたことはございません。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 承知しました。いずれにいたしましても、60歳以上、目視でも多いというような現状があるということで確認をさせていただきました。シルバーパスが、ちよこバスで利用できない理由については、この間、さまざまな場面で御説明いただいておりますけれども、改めて簡潔で結構でございますので、どうして利用ができないのか、この点について教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパスは、東京都シルバーパス条例に基づく制度でございますが、地方公共団体の委託を受けて、乗り合い旅客を運送するコミュニティバスの運行系統は、シルバーパスの適用区間から除外されております。このため、ちよこバスにつきましてはシルバーパスは利用できません。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そういった理由がある中で、当市におきましてはシルバーパスは利用できないということになってございます。それは、改めて確認をさせていただきました。そこで、高齢者、特にシルバーパスを所持している高齢者の方々に关しまして、この料金体系のことについてなんですけれども、これを提示することで、子供料金と同じ額で乗車できるようにすれば、今以上に利用する方もふえるのではないかというふうに考えてございます。先ほどもさまざまな御要望いただく中で、料金体系、やはり180円は高いというようなことをおっしゃられる方、また民間のバスはシルバーパス、提示すれば乗れるけども、ちよこバスはできないので何とかならないかというようにお声をいただいておりますので、今以上にそういった形でシルバーパスを提示した上で、子供料金と同じ額で乗車できないかというふうに考えるわけでございます。

やはり現役世代よりも確実に収入は少なくなっておる世代でございますし、シルバーパスの存在が本当にあ

りがたいと思っておられる高齢者の方々にとりましては、運賃一律で、現役世代と同じ180円ではなく、子供料金と同じ、もしくはせめて100円で乗車できるということであれば、利用してみよう、もっと利用してみようという気持ちになるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、この点について改めて市の御見解を伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 高齢者に配慮した運賃の引き下げでございますが、ちよこバスの運賃は民間路線バスの初乗り運賃でございます180円としておりますが、これは今後の超高齢化社会におきまして、公共交通網は重要な社会基盤と捉えており、収支を改善し、持続可能な公共交通とすることを目標の一つとしているためでございます。

その上で、本年1月の全員協議会において御説明しましたように、運転士の処遇改善などから、運行経費の増額が見込まれている状況もございます。利用者に応分の御負担をいただくことも、事業維持のためには大切なことと考えておりますから、現在のところは実施は考えておりません。

なお、コミュニティバスにおける高齢者の運賃につきましては、当市と同様にシルバーパスを適用していない市の動向など、今後の調査・研究に向けて情報収集していきたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともお願いいたします。これは要望の話になるんですけども、高齢者が利用しやすくなる料金体系ということにつきましては、多くの高齢者の市民の方々、関心もありますし、切実な思いを持っておられる方も多いということを改めて、特にこの間、さまざまな御意見を伺う機会が多い中で、伺った実感でもございますので、ぜひともこの点については、研究、検討をお進めいただいて、何かしらの対策とっていただければなというふうに考えております。ぜひ、また改めまして、私どもとしてもさまざまな事象を考え、研究をしながら御提案できればなというふうに思っております。ぜひとも、このシルバーパス、子供料金、半額、もしくは100円という、また料金体系が3つぐらいに分かれてしまうので、ややこしくなるかもしれませんけれども、ぜひともこういったより利用しやすい料金体系ということにつきまして、引き続き市としての御検討を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、コミュニティタクシーの運行に向けた取り組みについてでございます。壇上答弁におきましても、またさきの補正予算での審議でも、会派の同僚議員から質疑で詳しく確認をさせていただきました。そこで、補足になるかもしれませんが、この事業が成功し効果を上げるためには、どのような点に留意しなければならないのか。この事業の成功のポイント、力点を市としてはどこに置いているのか、改めて教えていただければと思います。市の役割、地域の役割等、それぞれあると思いますけれども、それらを含めて総合的な見解を伺わせていただきたいと思います。あわせて、それを達成するための取り組みについて、どのように考えておられるのでしょうか伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 限られた地域で小規模な需要を対象といたしますコミュニティタクシーの運行を、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定める運行基準を満たした持続可能なものとするためには、地域の皆様、運行事業者及び市による協働の取り組みによりまして、運行計画を作成し、運行開始後の運行管理及び地域でこの事業を支えていく取り組みを継続していくことが、重要であると考えております。

役割分担についてでございますが、ガイドラインでは、地域が主体的に検討組織を立ち上げ、地域の協力体制を構築し、運行計画を作成し、積極的な利用に取り組むこと。運行事業者は、運行計画策定時における助言、事業許可の申請、安定運行、経費削減に取り組む、市は地域の検討組織への支援、関係機関との調整、運行事

業者の選定、地域公共交通会議の運営、運行経費に対する助成等により支援を行うことを明確にしています。

試行運行開始に当たっての具体的な取り組みについてであります。運行ルート沿道の世帯に対しましてチラシを配布するとともに、説明会の開催により積極的な利用を促し、この交通が地域の交通として定着するよう、地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

また、運行を開始した後におきましても、それぞれが役割を認識した上で適切に情報を共有し、共同して積極的に利用促進及び運営管理に取り組んでいく必要があると考えております。なお、この事業は運行事業者の協力が欠かせません。運転士等の人材確保が難しい状況にある中、事業者にとって有益な事業に発展できなければ、事業の継続は望む望めないものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

やはり地域の方が主役、まずは根本、主役であるということと、あわせてやはり積極的に御利用いただくということ、この点について改めて認識をさせていただきました。非常に重要なポイントであるというふうに思いますが、この点につきましては市のほうで努力すると言っても、地域の方のお気持ちとかもあると思うんですけれども、ぜひともこのコミュニティタクシー事業、当然その公共交通空白地域に、そういった地域の方のお声があつて進めるものがございますので、何とかその地域の方、主体的にこの事業に参加していただくということ、また積極的に利用していただくということについて、市のほうとしてもサポートをお願いしていただければと思います。

この事業、ぜひとも成功をして、各市の他の地域に展開をしていただければなと思っております。公共交通空白地域のさらなる展開につきましては、機運が醸成され、主体的に検討会が組織された場合との御答弁いただいております。空白地域ということで、例えば私よく伺っております向原地区の住民の方々からは、この路線バスの停留所も遠いし、ちょこバスのルートを向原のほうへ持ってきてほしいというようなお話もいただくことがございます。また、高木地区につきましても、公共交通へアクセスするのが大変不便だというふうなお話も伺ったことがございます。

市として、こうした空白地域において機運が醸成され、主体的に検討会が組織されることを待っておられる。それが一番重要だというふうなお話、今ございましたので、待っておられると思いますけれども、ただ待っているだけでは機運の情勢もなかなか進まないのじゃないかなというふうに、一方で考えるわけでございます。

今後、行われるコミュニティタクシー事業の取り組みやあり方、成果等、ぜひ積極的にこうした公共交通空白地域の住民の方へ情報提供をしていただいて、折を見て何度も、新しく、この地域住民の方々为主体となつてという呼びかけをしていただければと、こういうふうに思うんですけれども、この点についての市の御見解を伺いたいと思います。当然、湖畔地区での事業の成否で、市全体の展開のあり方も変わってくると思いますけれども、現実に公共交通について御苦労されている地域の方々へ、市側から積極的な呼びかけが重要だというふうに思いますので、この点、確認をさせていただきたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 公共交通空白地域と定義される地域にありましても、その地域によって道路環境、交通環境を初めといたします地域の状況が異なりますことから、地域の皆様が必要とする地域の交通は異なると考えております。また、地域交通自体に対する考え方及び運行ルートや停留所位置等につきましては、地域の中でもさまざまな御意見がありますことから、地域にふさわしい交通とは何か、地域の皆様が主体的に考えようとする機運の情勢は、地域交通を検討する取り組みには欠かせないものと考えております。

今後は地域交通全般に対する御理解をいただくため、市報及びホームページへの掲載等により運行状況を報告し、市の取り組みを情報提供するとともに、市に寄せられる相談につきましては、地域が主体となること及び協働による検討の必要性について御理解をいただくよう努めてまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、この地域の方が主役となって、市、そして事業者の方と協力しながら進めていかなければならない事業でございます。まずは湖畔での事業の成功をお祈りするとともに、また各地域に早い段階で展開ができるような、そういった事業展開になればなというふうに望んでおりますので、よろしく願いいたします。

この質問については、以上で終了させていただきます。

続きまして、3点目の学校教育の情報化の推進についてお伺いをさせていただきます。

教育長の御答弁で、市内小中学校の教育情報機器について、その数について確認をさせていただきました。これが充足しているのかと、少ないのかということ言えば、やはりまだまだ少ないと言わざるを得ないんじゃないかなというふうに考えてございます。他の区市との比較におきましては、実際、東京都平均が1台当たりの児童・生徒5.4人分に対し、市平均が9.4人というふうになってございました。先進的な区はタブレットパソコンが1人1台、大型モニター、全学級1台の整備がなされていると。また、実際に23区の小学校から多摩地域の小学校へ転任した教員の方から、ICT機器の整備、多摩地域ではおけているというふうな話を伺ったことがございます。23区で当たり前に使っていた機器がなく、授業のやり方も変えざるを得なかったそうでございます。

こうした現状を見ますと、この分野においても多摩格差という、この間、言われているもの、確実に存在しているというふうに考えてございます。同じ東京都民として、この分野における格差は、AI等、情報産業の技術的革新が進んでいく社会を生きていく子供たちの教育や能力の差につながってしまうのではないかと、大げさかもしれませんが、そのように考えてしまいます。この点についての市の認識は、改めてどのようなのか伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 教育情報機器の整備状況につきましては、多摩地区と23区を比較しますと、23区のほうが進んでいることから、授業におけるICT化機器の活用頻度や、児童・生徒の情報活用能力等の差につながる場合があることも懸念されることが考えられます。市といたしましては、今後も学校におけるICT環境の計画的な整備の検討に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） こうした格差を解消するためには、自主財源で賄う以上に、やはり東京都や国へ支援を要請することも重要であるというふうに考えてございます。この点に関しますこれまでの取り組み、また今後の取り組みについて市の御見解を伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） これまで市としましては市長会や教育長会等を通して、児童・生徒の情報活用能力の育成、情報通信技術を効果的に活用した事業の実現等のために、タブレットなどのICT環境の整備やICT支援員等の教員のサポートの推進に向けた財政支援など、東京都に要望してまいりました。今後もICT環境を早期に整備できるよう、国や東京都の動向を注視しつつ、支援等の要請を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この点につきましては、ぜひともよろしく願いいたします。

壇上でもお話しさせていただきました。後でまたちょっと触れますけれども、国のほうとしてもさらに推し進めていこうというような方針が出されている中で、予算は各自自治体で頑張っておいてということであれば、これはやはり無理がある部分もあるかと思っておりますので、引き続き市長会、また教育長会を通し、また教育委員会の方々が、そういった関係機関の方と対話する機会がございましたら、ぜひとも地元の保護者からもまた、議会からもこういった要望が出てくるんだというようなことを、ぜひともお伝えいただければと思います。

私、タブレットパソコンは、できれば1人1台が望ましいというふうに思っておりますし、これは特別支援学級も含め、全ての児童・生徒が、全ての学科や授業や学習で活用できることで、大きな教育効果が得られるというふうに考えてございます。また、電子黒板なども各教室に整備されていたほうがいいのではないかなというふうに思っております。ただ、文科省の方針としては、大型テレビとプロジェクターを推進するということであって、教員の方も使いやすいというようなお話も聞いておるところでございますけれども、電子黒板などもあったほうがいいんじゃないか。またノート型のパソコンにつきましても、現状よりもさらに多くの台数をそろえたほうが、恐らくこれも確実にいいんじゃないかなというふうに思っております。教育の基本は読み、書き、あとそろばんというふうに言われておりますけれども、あって、文字を中心とした教育は大きな柱だというふうに思いますが、現代、そして未来はますます映像や音、こういった情報も活用した学習環境が整備されていたほうが、教育効果がより上がっていくものではないかなというふうに考えてございます。

市は、第二次東大和市学校教育振興基本計画におきまして、学習用タブレット型パソコンを3クラスに1クラス分程度、指導者用タブレット型パソコンを1人1台整備することを、令和5年度までの指標としていらっしゃるということでございましたが、他の区市との比較も踏まえつつ、令和5年度まで、さらにそれ以降のあり方について具体的に市として、市内小中学校の教育情報機器について、何をどのようにさらに充実できたらよいと考えておられるのでしょうか。あるべき理想でも結構でございますので、ぜひともお聞かせいただければなというふうに思っております。

また、保護者からこうした情報機器の充実をしてほしいという具体的な要望があるのか、壇上答弁では保護者からもさらなる充実の要望があるということでございましたけれども、この点についても少し詳しく確認をさせていただければと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 国のICT環境の整備方針では、2018年度以降の5カ年計画としまして、学習者用コンピューターが3クラスに1クラス分程度、指導者用コンピューターが授業を担当する教師1人1台整備するほかにも、大型提示装置、実物投影機が各普通教室1台、特別教室用として6台、超高速インターネット及び無線LANが100%整備、ICT支援員が4校に1人配置することなどを目標とする水準として示してございます。

なお、電子黒板についてでございますが、国におきましては実際の学習活動を想定し、大きく移すという提示機能を必須としたことから、電子黒板から大型提示装置に名称を変更しているところでございます。

市としましては、この整備方針に近づけるように、令和5年度まで、またそれ以降におきましても、整備についての検討に努めてまいりたいと考えております。保護者からの要望につきましては、一人一人にタブレットの導入、全ての学級に電子黒板の導入等、情報活用能力を育て、効率的な学習を行ってほしいという市内の一部のPTAから要望がございました。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 保護者の方は、御自身が仕事をされる中で、そういった情報化の波というものを痛切に感じておられると思いますので、ぜひともこの自分たちの子供も、こういった整備された環境で学びの場を提供してほしいということ、強く望んでいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。市としても、今、国の整備方針に即した形で、御努力いただくということで御答弁いただきましたので、ぜひともこの点につきましては、常に心がけながら予算措置等も含めまして、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続きまして、ICTを活用した教育につきまして、壇上答弁をいただきましたけれども、内容をもう少し詳しく聞かせていただければと思います。タブレットやプロジェクター等、どのように活用しているのか、各教科の学びの充実について、具体的にどのような効果があると認識しているのか、現場の先生方の実感としてはどのような声を教育委員会としてつかんでいるのかという点、この点について御確認をさせていただければと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 各学校において、効果的に活用している事例といたしましては、対話的な学びの視点でタブレットパソコンを交流の際のツールとして活用している事例が多く見られます。例えば算数の授業において、子供たちの考えをタブレットに書かせ、グループや全体で、その考えを共有することにより、児童・生徒同士の対話的な学びを効果的に実施できたというお話をいただいたことがございます。

このような活動を多く行うことで、発言の苦手な児童・生徒の意見を上げることができたり、さまざまな考えをもとによりよい回答を考えたりするなど、思考力を育むことにつながっているところでございます。また、プログラミング教育につきましても、研究が進められている状況がありまして、児童のプログラミング的思考の育成にもつながっていると認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

大きな効果があるというふうに改めて認識をさせていただきました。またプログラミング教育につきましても、この夏、私、中小企業大学のビジネストで開催をされました小学生とその保護者を対象といたしましたプログラミング教育の講座に参加をさせていただきました。やはり子供たちを見ますと、デジタルネイティブ世代でございますので、この機器が整備をされて、少少きっかけがあれば、どんどん自分で、このプログラミング教育、簡単な初心者でもわかるような形の教材にはなっているんですけども、そのゲームを基盤といたしましたそういった教育素材でございましたけれども、そういったものを活用して、どんどん自分で進めることができるわけですね。そういった意味で、ぜひともこの教育の効果ということ、またそういった意味での情報機器の充実の必要性ということ、認識させていただきましたので、ぜひともこの点について改めてですけども、この力を入れて進めていただければというふうに思います。

それで、次に学校教育の情報化推進についてでございますけれども、壇上でも申し上げました。令和元年6月28日に公布をされました、学校教育の情報化の推進に関する法律につきまして、全体的にどのような趣旨、内容の法律なのか、この法律によって今後、学校教育現場にどのような影響が出てくると捉えておられるのか、市の御見解を伺いたいと思います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学校教育の情報化の推進に関する法律につきましては、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、全ての児童・生徒が効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るために、

学校の教育情報の推進化に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定、その他の必要な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、次代の社会を担う児童・生徒の育成に資することを目的とし、施行された法律であります。

この法律の施行により、各自治体の状況に応じた推進計画が策定され、計画に基づく取り組み等が進められることで、学校教育の情報化の推進が図られ、児童・生徒の育成に資するものになると認識しております。

なお、推進計画の策定につきましては、本法律において努力義務として求められているものでございます。以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 今、法律のこと詳しく教えていただきましたけれども、これから情報化社会を生きていく子供たちにとりましては、壇上でも申し上げましたけれども、死活的に重要な、もう生きていくすべになりますし、日本全体としても、社会全体としても、これからますます、こういった情報化が進展していくわけでございますことから、この教育分野における、この情報化の推進ということ、非常に重要な観点だなというふうに捉えておるところでございます。

その市町村学校教育情報化推進計画でございますけれども、この計画がある場合とない場合について、情報化推進のあり方に差が出てくるのではないかなというふうには私は考えるんですけども、この点についての市の御認識を伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市町村における推進計画の策定につきましては、義務化されているわけではありませんが、推進計画の策定により、自治体の実情に応じた学校教育の情報化に関する施策が、より計画的に推進できるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） より計画的にというような御答弁いただきました。教育長の御答弁でも計画の策定につきましては、効果の認識と、市の実態を踏まえた研究について言及をいただいております。重ねての御答弁となると思いますけれども、この推進計画の策定について、ぜひ私としては進めていただきたいと考えますけれども、御見解を伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市といたしましては、今後、国や東京都が策定する計画をもとに、市における計画の策定について、研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

何度も申し上げますけれども、死活的に重要な分野になってくると思いますし、子供たちのこれからの育ちの中では、特に本当にどの分野に進んでも重要な部分になってくると思いますので、ぜひともこの計画を進めることでより計画的に、この環境が整備されるように、また教育が進んでいくように御努力いただければと思います。

では、この法律におきまして、国が努力義務としている施策に対して、特に学校における情報技術の活用のための環境整備を進めていく必要があると御答弁いただきました。そのほかの分野、例えば次に上げる分野に関しまして、今後、市はどのような取り組みをされるのが御見解を伺いたいですけれども、1点目が障害のある児童・生徒の教育環境の整備。2点目が、相当の期間、学校を欠席する児童・生徒に対する教育の確保。3点目が学習の継続的な支援等のための体制の整備。4点目、人材の確保ということでございます。この点についての今後の市の取り組みについて伺いたいです。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 市といたしましては、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的に推進していくことが重要であると認識しております。

1点目、障害のある児童・生徒への教育環境の整備につきましては、タブレット等によるデジタル教科書の活用や、特別支援教育に活用することのできるアプリ等の活用の研究が考えられます。

2点目、相当の期間、学校を欠席する児童・生徒に対する教育につきましては、児童・生徒の学習機会の確保に向け、自宅で学習を進めることができるような、環境の整備の研究などが考えられます。

3点目、学習の継続的な支援等のための体制整備につきましては、各学校におけるICT機器の活用が図られるような環境についての研究が考えられるところでございます。

4点目、人材の確保についてでございますが、児童・生徒の教育活動の支援及び教員の授業支援ができるような、専門員の配置についての研究が考えられます。

重ねての答弁になりますが、今回、施行された法律に置いて、示されたいずれの施策についても、国や東京都の動向を踏まえた研究が今後必要であると認識しております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** 御答弁ありがとうございます。

今、挙げた分野、特別支援教育におけるICTの活用に、その効果、こういったものも私も実感をしてるところでございますし、また不登校と言われる児童・生徒の皆さんに対しまして、学習の規模、しっかり確保する。学校に来なくても、学習はしっかり進めることができるんだということ。これも非常に今後、重要な観点になってくるというふうに思っておりますし、また人材の確保、また体制の整備ということにつきましても、特にICT支援員のような方々いらっしゃれば、ぜひこの教育環境もよりよくなるんじゃないかなというふうに考えておりますので、こちら辺につきましても目配せをしていただきながら、今後、お取り組みいただければというふうに思います。いずれにいたしましても、さまざま学校教育現場ではやることが多い中で、大変御苦労をかける取り組みになるとは思いますけども、この情報化の推進ということに関しましても、引き続き関心を持ちながら、さまざま情報収集をしながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

この項については、以上で終了させていただきます。

続きまして4点目、持続可能な開発目標SDGsへの取り組みについて、再質問させていただきます。

まず御答弁におきましては、東京都では3つのシティの実現に向けた政策の強化（2019年度）において、2020年に向けた実行プランに掲げる政策とSDGsとの環境を整理しているというふうにございました。これについてどのように整理し、東京都はSDGsの目標に取り組んでいると市は認識しておられるのか、簡潔で結構でございますので御答弁いただければと思います。

○**企画財政部副参事（藤本貴史君）** 東京都におきましては、平成28年12月に策定いたしました4カ年の計画であります2020年に向けた実行プランにおきまして、政策の柱を23項目掲げております。この実行プランの年度版の計画であります3つのシティの実現に向けた政策の強化（2019年度）におきまして、実行プランの23の政策の柱がSDGsの17の目標に具体的にどのように該当しているかを一覧表として整理しております。東京都におきましては、実行プランに掲げる政策を推進することにより、SDGsの目標達成に取り組んでいるものと認識しております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** 東京都としても、非常に力を入れて進めているというふうに、私は認識してございま

す。先般、行われました都議会におけます私ども公明党の代表質問におきましては、東京都の新たな長期計画はSDG sの視点に立ち、誰1人取り残さない持続可能な都市、東京を構築することに直結する内容とすべきであるというふうに訴えさせていただいてございます。これに対しまして小池都知事からは、今後、策定する長期計画においても、こうしたSDG sの視点に立って世界をリードする政策を盛り込んでいきたい。こういった積極的な答弁をいただきました。

先ほどの質問で確認いたしました東京都の取り組み、また今後、東京都の長期計画にSDG sの視点が反映されていくということを考えますと、当然東京都に位置しておりますこの東大和市の政策にも影響を与えるものではないかなというふうに考えてございます。

市として、東京都の施策展開からくる影響について、どのように捉えているのか御見解を伺います。

○**企画財政部副参事（藤本貴史君）** 東京都の施策展開による市への影響につきましては、現時点で具体的には把握しておりませんが、今後、東京都が具体的な事業等を実施することによりまして、市の施策に影響することもあると考えております。市におきましては、東京都の取り組みを参考といたしまして、市の施策とSDG sとの関係を整理するなど、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

今、国際的にも、国においても、また東京都においても進めていこうと、2030年までにというような目標を掲げて進めていこうとされているものでございます。当然、市の施策にも影響を与えてくるものであるというふうに私も認識してございます。

市として、今後の新総合計画においてSDG sの視点を取り入れることについて検討していきたい、こういった御答弁いただきました。ぜひ、このSDG sの視点を取り入れた施策展開、計画の策定を重ねてお願いしたいと思います。

このSDG sの理念と自治体の総合計画の関係性について、他の自治体の事例をちょっとここで、長くなりますけれども御紹介をさせていただきたいと思っております。例えば尼崎市におきましては、総合計画に示す市の将来像と各施策の方向性がSDG sの理念と重なると考え、総合計画の推進がSDG s達成に向けた取り組みを推進することに資すると考え、このSDG sの17の目標の視点から、総合計画の施策体系や取り組みの整理を進め、尼崎版SDG sとして取りまとめておられるようでございます。また、鎌倉市におきましては、第4期基本計画の策定に当たって、持続可能な都市経営の理念を掲げ、SDG sという世界共通の物差しを導入し、鎌倉市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策をSDG sのターゲットと関連づけ、施策体系を再構築することとしているようでございます。

また、富岡市におきましては、SDG sにおける17の目標及び169のターゲットと総合計画の各施策との対応を、先ほど東京都との取り組みと同じように一覧表にまとめて公開をされております。また具体的な政策といたしましても、北九州市におきましては民間企業と協定を結びまして、SDG s普及啓発を進めつつ、再生可能エネルギーの実用化などの強みを地域振興につなげようとしている。また、鹿児島県大崎町では、行政と企業、住民の三者協働型で、ごみのリサイクル事業を実施して、リサイクル率80%を達成する。こういった形で注目を集めている自治体もございます。

こうした地方の取り組みは、国も力強く推進をしております。内閣府地方創生推進室におきましては、持続可能な都市経営として、理念としての自治体SDG sというものを掲げておりまして、鎌倉市などの各自治

体の取り組みが紹介をされております。

内閣府におきましては、この自治体SDG s の定義を全国の自治体による地域のステークホルダーと連携したSDG s の達成に向けた積極的な取り組みの総体といたしまして、その推進の意義について次のように述べられております。地方創生は、少子高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。

地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に急速な人口減少が進む地域では、暮らしの基盤の維持、再生を図ることが必要です。SDG s は先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の3側面における持続可能な開発を、総合的取り組みとして推進するものであり、多様な目標の追及は日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものだというふうにございます。

また、この内閣府地方創生推進室のホームページにおきましては、先ほどの鎌倉市など、各自治体での先進的な取り組みが紹介をされております。ちなみに平成30年6月には地方公共団体によるSDG s の達成に向けた、すぐれた取り組みを提案した29都市を、SDG s 未来都市として選定し、その中でも特に先導的な取り組み、10事業、自治体SDG s モデル事業として、選定をいたしまして、これらの取り組みを支援するとともに成功事例の普及展開等を行いまして、地方創生の進化につなげていくことを目的として推進しているようございます。

本市としても、当然こうした国の動向につきましては、認識されていることと思います。また東大和市におきましては、例えば今般、セブン&アイホールディングス、日本財団、清掃事業協同組合と連携して、全国に先駆けてペットボトルの店頭回収事業始めるなど、既にSDG s に掲げられた目標に沿うような施策展開も幾つかなされているというふうにご認識しております。

この事業につきましては、特に全国的にも関心が高く、つい一昨日も、我ある総合雑誌の最新号を見まして、そこにSDG s に関する特集記事が組まれておりました。その幾つかのルポの1つに、東大和市でのセブンイレブンの取り組みが写真つきで紹介をされておりました。非常に関心が高いというふうにご、改めて認識をさせていただいたところございます。市として、既に取り組んでいる事業で、SDG s の方向性に合致しているものなど、具体例があれば教えていただければと思いますし、さらに総合計画にどのような施策として盛り込んでいけるのか、現状での認識、御見解を伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（藤本貴史君） SDG s の方向性に合致している市の事業の具体例ですが、ただいま議員から御紹介がありましたペットボトルの回収事業は、SDG s の目標に合致する先進的な取り組みであると考えております。ほかにも市で取り組んでおります事業の中には、SDG s の目標達成につながるものが多く含まれていると考えておまして、例えば保健や福祉に関する事業でありましたら、SDG s の目標の3、全ての人に健康と福祉をの方向性に合致するものであり、例えば教育に関する事業でありましたら、目標の4、質の高い教育をみんなにの方向性に合致するものであると考えております。

なお、新総合計画の策定に関しましては、これから具体的な内容の検討が始まる段階でございますので、SDG s の視点を取り入れることにつきましては、その方法を含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、教育長の御答弁では、新しい学習指導要領においては、これからの学校に対して一人一人の児童・生徒が持続可能な社会のつくり手となることができるようにすることを求めているというふうにございました。

また、東京都では、平成29年度より実施している研究推進、これについても言及をしていただきました。私も公明党は今現在の政策に、SDGsの視点を反映させていくことが重要であるというふうにございますけれども、さらに未来にまでその方向性を根づかせるためには、教育現場におきましてもSDGsの視点を生かした取り組みを行うことも、同等か、それ以上に重要だと考えてございます。

今後、東京都の動向や成果を踏まえ、市にそれらをどう反映させていくのか、研究を進めるとの御答弁でございましたけれども、具体的に何をどのように研究し、検討し反映させていくよう努力をされていこうと考えておられるのか、市の御見解を伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 現在、市内の各学校におきましては、学校の実態に応じて、環境、人権、平和など、持続可能な社会を創造していくことを目指す教育に取り組んでおります。

市としましては、こうした市内の各校における教育活動の発展、充実に向けて支援するとともに、SDGsを活用した効果的な指導方法の研究や、開発を進めている事例について情報収集し、教育課程との関連において、各学校の特色や実態に応じた活用についても、適宜働きかけていきたいと考えております。

以上ございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。今教育委員会からも、また市長部局からも、さまざまなお取り組みの状況、そして考え方、伺わせていただきました。この自治体におけるSDGsの取り組みにつきましては、地方創生の強力な推進力ともなりますし、またそれぞれの自治体が直面する課題を解決してこそ、地域社会の持続可能性が高まるというふうにございます。随分前からよく言われている言葉でございますけれども「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」こういったスローガンは、まさに自治体におけるSDGsの取り組みのあり方そのものを指しているというふうにございます。

私たちの生活は単独で成り立つわけではなく、近隣から世界に至るまで多くの関係性の中で営まれているのが現実でございまして、一人一人の生活、人生が世界とつながり、結び合っているからこそ、個々の生活の現場、地域社会の現場で変革の波を起こすことが、世界をよりよい方向へ変えていく大きな力になっていくというふうにございます。そういった観点からも、今後、新しい総合計画におきましては、SDGsの理念、方向性をしっかりと踏まえつつ、それぞれの施策を展開していく。また、その項目、一つ一つが、SDGsのどのゴールに当たるか、こういったことも明記をし、市内外の方々に公表していただきながら、こういった形で関連して。また進めていますということ。こういったことも、ぜひとも情報提供もしていただければというふうにございます。ぜひとも、この点におきましての東大和市として、積極的な取り組みを望みまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○**議長（中間建二君）** 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○**議長（中間建二君）** 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○**16番（荒幡伸一君）** 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和元年第3回

定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、スポーツ振興についてであります。

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人々が協働して発展させた世界共通の文化であります。人格の形成、体力の向上、健康寿命の礎として明るく活力に満ちた社会形成に欠かすことのできない存在です。少子高齢化を初め、地方においても都市化や生活様式の変化により、現代社会が抱える諸問題を解決するために、スポーツの持つ多様な役割を再認識するところであります。

心身の両面に影響を与える文化として、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しており、いわば体を動かし爽快感、達成感、連帯感等の精神的な充足や楽しさ、さらには生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであります。特に高齢化の急激な進展や、生活が便利になることなどによる体を動かす機会の減少が予想されている現代社会において、生涯にわたり楽しむことができる豊かなスポーツライフを送ることは、大きな意義があると思います。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、スポーツ団体への支援について。

アとして、現在、市内で活動している高校生までのスポーツ団体において、その種目数及び団体数、また育成及び活動支援について。

イとして、小中学生を対象としたジュニア育成及び活動支援について。

ウとして、地域スポーツクラブの育成及び活動支援について。

エとして、それぞれの課題や今後の取り組みについて。

②といたしまして、スポーツ交流について。

アとして、各年代別の実施状況や今後の取り組みについて。

イとして、友好都市である喜多市との実施状況や今後の取り組みについて。

③といたしまして、スポーツへの関心を継承・発展させ、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むためにも、スポーツ都市宣言を行うべきであると考えますが、市の見解を伺います。

次に、2点目といたしまして、障害者福祉の推進についてであります。

事故や病気などによって、障害は誰にでも生じる可能性があり多種多様であります。障害のある方の意見を聞き、日常生活や事業活動の中でできる配慮や工夫を市民の皆様とともに考え、誰もが暮らしやすい共生社会、地域社会の実現を目指す必要があります。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、障害のある方が地域で必要な医療や行政サービスを安心して受けることができるような相談体制の充実について、現在の取り組みや課題について。

②といたしまして、緊急通報システム設置についての現状や課題について。

③といたしまして、障害の内容によっては、食物が口腔内に残りやすくなるなどのことから、虫歯や歯周病リスクが増加すると言われていますが、当市の障害者歯科診療の現状や課題について伺います。

次に、3点目といたしまして、マイ・タイムラインの効果的な活用についてであります。

昨年は台風21号など自然災害の多い年となりました。西日本豪雨の被害は、200人を超える死者、行方不明

者を出し、甚大な被害になりました。全国で860万人に避難指示、避難勧告が出されたにもかかわらず、実際に避難したのはわずか4万人、まだ被害に遭っていないのに自宅を出て避難するという決断には大きな覚悟が必要であります。

マイ・タイムラインは、住民一人一人の防災行動計画であり、台風の接近によって河川の水位が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し取りまとめるものです。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、逃げおくれゼロに向けた効果が期待されております。

一口に住民といっても、その置かれている環境はそれぞれで、例えば家族構成一つをとってみても、単身の世帯もあれば、高齢者がいる世帯や、乳幼児がいる世帯もあり、洪水からの避難方法は異なっています。そのためマイ・タイムラインは住民一人一人がみずから考え、みずから行動することが重要です。

中央防災会議の作業部会の報告書素案には、避難行動の原則を個人単位で確認することが重要としています。その上で、経験や思い込みで判断することの危うさをどう理解してもらうか。災害に備えて避難するまでの取り組みを時系列にまとめておくもので、作業を通じて避難意識を高める効果も期待できます。

近年の災害は頻繁に、しかも激甚化しているため、ためらいが逃げおくれにつながるよう手だてを尽くす必要があります。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、東京マイ・タイムラインが効果的に活用され、子供たちの防災意識を培うためには、学校での丁寧な取り組みが大事であります。今後の取り組みや課題について。

②といたしまして、家族構成や生活環境を考慮して、若者から高齢者まで幅広い世代にマイ・タイムラインを広げていくべきであると考えますが、市の見解を伺います。

次に、4点目といたしまして、住みよい、活気あるまちづくりについてであります。

第二次東大和市緑の基本計画の緑の拠点とネットワークをつくるには、「豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、緑の拠点やその他の様々な資源を既存の歩行者・自転車道や緑道、街路樹の整備された歩道、河川の管理用通路でつなぎ、効果的なネットワークを形成していきます。また、既存のサクラを活かしつつ、公園・緑地をはじめ、緑道や街路樹、河川など、サクラ等花木でつながるネットワークを形成していきます。」とあります。

緑と水の将来像に期待を大きく寄せている市民も多くいらっしゃいます。そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、市長所信表明に、自然環境を生かしたまちづくりといたしまして、多摩湖・狭山丘陵・空堀川を結ぶ桜等の回廊づくりを進めるとありますが、具体的な取り組み内容についてお伺いいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、スポーツ振興についてであります。スポーツ団体への支援につきましては、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中でも位置づけられており、その実施に努めているところであります。

次に、スポーツ交流についてであります。スポーツが持つ力を活用した交流は、スポーツ機会の拡充と友

好、親善の促進に大きな期待が持てるものと認識をしております。

次に、スポーツ都市宣言についてであります。現在、市では宣言を行う予定はありませんが、他市の状況などについて情報を収集してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、障害のある方の相談体制の充実についてであります。障害者総合支援法に基づく各種の障害福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画を作成する必要があります。サービス等利用計画は、相談支援事業所が作成することとされております。市ではこれまで市内に7事業所を整備してまいりましたが、障害福祉サービスの利用者は年々増加しており、それに伴う相談支援事業所の整備及び相談支援専門員の充実が課題となっております。

次に、緊急通報システム設置についての現状や課題についてであります。緊急通報システムは緊急時に消防庁や民間事業者に通報する機器を設置して、障害者等の生活の安全を確保するものであります。市では、緊急時に消防庁に通報され、消防庁からの連絡により協力員が駆けつけて安否確認を行い、消防庁方式による緊急通報システムを設置しております。課題といたしましては、消防庁方式ではシステムを設置する際に、近隣の方などに協力員をお願いしなければならないことなどにより、利用を控える方がいることなどであると認識しております。

次に、障害のある方の歯科診療の現状及び課題についてであります。市内に所在する東京都立東大和療育センターが、専門医療機関として重い障害のある方などを対象に歯科診療を実施しております。また地域にかかりつけ歯科医を持たない方を対象に、訪問歯科診療の紹介等を行う歯科医療連携事業を歯科医師会の協力により実施しております。課題につきましては、障害のある方の歯科診療は個別性が高く、障害の内容に応じた適切な対応が必要であり、地域でかかりつけ歯科医を持つことが重要となります。このことから引き続き歯科医師会と協力し、障害のある方のかかりつけ歯科医の定着の促進とともに、定期的な歯科健診による歯と口腔の健康づくりを進めていくことが重要であるとと考えております。

次に、マイ・タイムラインの効果的な活用についてであります。学校では東京マイ・タイムラインを各家庭で効果的に活用できるよう、その意義や必要性を児童・生徒に指導した上で配付しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、幅広い世代に東京マイ・タイムラインを広めていくことについてであります。市民一人一人が避難に必要な防災情報を正しく理解し、みずからの環境や地域の特性に合った避難行動をとれるようにしておくことは、大変重要なことであると認識をしております。今後、各種防災訓練やイベント等を通じて、普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、多摩湖・狭山丘陵・空堀川を結ぶ桜等の回廊づくりについてであります。平成31年3月に策定しました第二次東大和市緑の基本計画におきましては、緑と水の将来像の実現に向けて、緑と水の資源をつなぐネットワークの創出、緑と花によるまちの個性と彩りの創出など6つのテーマを位置づけています。これらを受けた具体的な取り組みとしましては、花木を活用したネットワークの形成を掲げており、多摩湖周辺やその南側の湖畔通り、都立東大和南公園や桜街道など、既存の桜等の花木を生かしつつ、公園、緑地を初め、道路や緑道、河川などへの桜等の花木の植栽を進め、花木による緑のネットワークを形成し、まちの個性を創出していくとしています。市といたしましては、湖畔通りや都市計画道路3・4・17号桜街道線整備事業において、桜の更新を進めるとともに、多摩湖や空堀川、旧空堀川の緑道における緑の桜の更新及び植栽を東京都へ要望

してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、スポーツ振興について御説明を申し上げます。

初めに、市内で活動する高校生までのスポーツ団体の種目数や団体数についてであります。市では体育施設等を利用する団体の名称、種別等の把握は行っておりますが、高校生までを対象としたスポーツ団体の把握はしておりません。

次に、小中学生を対象としたジュニア育成及び活動支援についてであります。当市では東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画の中で、ジュニアの育成等を、特定非営利活動法人東大和市体育協会が実施する事業として位置づけており、平成30年度がソフトテニス連盟、バレーボール連盟、空手道連盟、バドミントン連盟、卓球及びスキー連盟の6団体が事業を実施したと伺っております。

次に、地域スポーツクラブの育成及び活動支援についてであります。当市においては総合型地域スポーツクラブ「はびねすまいる東大和」が、平成25年2月から活動を行っております。地域スポーツクラブは、地域住民により自主的、主体的に運営されているクラブでありますことから、市としましては必要に応じて相談に応じ、助言を行うなどの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、それぞれの課題や今後の取り組みについてであります。運動やスポーツへの取り組み方は年代や志向等によって一人一人異なるため、スポーツ振興に当たっては、さまざまな市民の皆様が気軽に運動やスポーツに取り組めるような環境を整備する必要があると認識しております。引き続き既存のスポーツ団体など、横断的に連携しながら、各種事業を着実に実行し、スポーツ振興が図れるよう努めてまいります。

次に、スポーツ交流について御説明を申し上げます。初めに、各年代別のスポーツ交流の実施状況や、今後の取り組みについてであります。市では各年代別のスポーツ交流の実施状況の把握はしておりません。一方、近隣市を初めとする他自治体とのスポーツ交流は、スポーツが持つ力を活用して、スポーツ機会の拡充はもとより、自治体間の友好親善の促進に大きな期待が持てることから、今後、課題として認識しております。

次に、友好都市である喜多方市とのスポーツ交流の実施状況や、今後の取り組みについてであります。市ではこれまでも多摩湖駅伝大会に喜多方市の中学生などを招待するなど、スポーツを通じた交流を行ってきているところであります。今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ都市宣言についてであります。スポーツ都市宣言は、市民、地域、市などが一体となり、運動やスポーツを通じて市民の皆様が、健康で心豊かな人生を送っていただけるまちづくりの姿勢を、市の内外に表明するものであります。現在、スポーツ都市宣言を行う予定はありませんが、今後、他市の状況などについて情報収集してまいりたいと考えております。

次に、マイ・タイムラインの効果的な活用についてであります。東京マイ・タイムラインは、各家庭において話し合いながらシートを作成することにより、風水害から避難に必要な知識を習得するとともに、適切な避難行動を事前に確認できるようにする目的で、東京都が作成したものであります。学校では各家庭において効果的に活用されるよう、令和元年6月に東京マイ・タイムラインの意義や必要性について指導した上で、東京マイ・タイムラインのセットを配布しております。また、夏季休業中における活用を促進するため、7月に改めてその意義や、必要性を指導した上で、東京マイ・タイムラインのチラシを配布したところであります。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 午前中は御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、スポーツ振興について再質問をさせていただきます。

初めに、スポーツ団体への支援についてでございますけれども、ア、現在、市内で活動している高校生までのスポーツ団体において、その種目数及び団体数、また育成及び活動支援についてを伺わせていただきます。

スポーツ振興を促進し、スポーツ実施率を向上させるためには、市内で活動するスポーツ団体及びこの活動状況等の実態を把握することが必要かと思われまます。教育長の御答弁では、高校生までを対象としたスポーツ団体の把握はされていないとのことですが、体育施設等を利用する団体の名称、種別等の把握はしておられるとのことですので、その数を教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育施設等を利用する団体数についてでありますけれども、おおむね550団体で推移しておりまして、種目にあつてはおおむね60種類でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

他自治体に比べて多いのか少ないのかというのはわからないところではございますけれども、体育施設等を利用する団体数はおおむね550団体で、種目数はおおむね60とのことでした。これからの団体に対する具体的な育成の方法や、支援内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育施設等を利用する団体に対する支援等といたしましては、社会教育関係団体の要件を満たした団体に対する減額や免除のほか、指定管理者によるスポーツ相談や、情報提供などを行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ただいまの御答弁で、指定管理者によるスポーツ相談や、情報提供などを行っているとのことでしたが、具体的にはどのようなことを行っているのか教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） スポーツ相談や情報提供についてでありますけれども、スポーツや運動になじみがない方に対する最初の取りかかりのための施策として、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画にも位置づけがございます。現時点では、体育施設等に相談デスクとか相談センターのような専門の窓口はございませんが、指定管理者の職員がその専門性を生かしながら、利用者等から寄せられる相談に応じているところであります。参考までに、指定管理者側にどのような質問内容が多いかというところでお伺いしたところ、やはりスポーツを始めてみたいけども、どこに相談していいかわからないとか、あとはサークル等を紹介してほしいという、そういったやはり相談が多いというふう聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、次のイ、小中学生を対象としたジュニア育成及び活動支援についてに移りますが、少子化が進行している中ではあります、地域の子供たちが興味のあるスポーツに励み、将来の夢を描き頑張っている

姿は、我々地域の大人にとっても勇気づけられるものであります。そんな地域の子供たちのスポーツ環境をサポートしていくことが、重要であるというふうを考えております。これまでは小学生を対象としたスポーツ団体がほとんどで、中学生になると学校の部活動へと移行する流れが当たり前の時代であったと思います。

しかし、学童スポーツとして、専門的に活動してきた児童や保護者の中には、学校教育の一環として行っている部活動よりも、さらに専門的な技術向上を目指し、市内外のクラブチームに所属する生徒もふえつつあり、市内に受け皿のないスポーツに関しては、おのずと市外へとその活動の場を求め、子供たちが流出してしまっている傾向にあります。

そのような中、子育て支援の環境づくりの整備といった観点からも、これからの時代は中学生になっても、地域で続けたいスポーツのできる受け皿づくりが、必要になってくるのではないかというふうに感じております。現在、当市では小中学生を対象としたジュニア育成については、特定非営利活動法人東大和市体育協会において実施されているとのことですが、もう少しその内容について教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育協会が行うジュニア育成地域推進事業でありますけれども、実施する団体によりまして実施時期や、小中学生を対象とする事業であったり、中学生のみを対象とする事業であったりと、対象者も異なります。ジュニア育成地域推進事業ですね、こちらは毎年、東京都体育協会から補助金を受けて実施されている事業でありまして、スキーにあつては埼玉県の狭山スキー場、その他の種目にあつては市内の体育施設等で行われております。平成30年度は600人を超える小中学生が、参加をされたということで聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 小中学生を対象としたジュニア育成については、平成30年度は6団体について実施しているとのことですが、私としては種目がふえることを期待しております。団体数や種目はどのように検討されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） ジュニア育成地域推進事業の団体数や、種目の決定についてでありますけれども、こちらも体育協会のほうに確認をしたところ、翌年度の事業計画を決定するに当たり、あらかじめ体育協会に加盟する各団体に対して、照会を行っているということであります。その後、各加盟団体におかれましては、指導者や会場の確保、それから3カ所の見込み数等を総合的に勘案して、次年度における事業の実施状況の有無、こちらを判断しているということであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） これまでの御答弁で、ジュニア育成については体育協会にお任せしているようでありますけれども、市が直接的にジュニア育成に関する制度や仕組みを確立し、主体となって取り組むことはできませんでしょうか。市の見解を伺わせていただきます。

○社会教育部長（小俣 学君） ジュニア育成に対します市の取り組み姿勢についてでありますけれども、市では生涯スポーツの振興に当たりましては、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも、運動やスポーツに取り組むことということを基本としておりまして、現時点では市が直接的にジュニア育成に特化した事業を行ってはおられません。しかしながら、ジュニア育成につきましては、議員もお話ありましたとおり、スポーツの普及と将来有望なジュニア選手を発掘し、また育成をし、強化する事業でありますことから、今後のスポーツ振興には欠かすことができない施策であると、そのように認識はしております。

引き続き、体育協会と連携を図る中で対応してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

ジュニア育成事業を推進する上では、その育成の方法についてのプランや、方向性を定める必要があるというふうに考えます。現在の状況と今後の予定についてお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ジュニア育成事業を推進する上での方向性やプランということでございますけれども、現在、市ではジュニア育成に特化して取り組むようなプランなどを持ってはおりません。現在のスポーツ推進計画において、ジュニア育成事業につきましては、体育協会で行う事業として位置づけておりますことから、ジュニアを育成するためのプランや方向性につきましては、今後、体育協会とも話をしながら今後の課題とさせていただきたいと、そのように認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 少子化が進む中で、スポーツの裾野を広げるためにも、ジュニア育成事業はとても重要であるというふうに考えます。市が音頭をとってきっかけさえつくってくれば、あとは体育協会の各連盟で、中身を考えて取り組んでもらえるというふうに思いますので、前向きに検討していただきますよう、よろしく願いをいたします。そのためには、ジュニア育成推進計画が必要となってまいります。現在の社会教育課の仕事量からすると、作成するのはちょっと厳しいのかもしれないので、委託をするようなことも視野に入れて御検討いただくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

次に、ウの地域スポーツクラブの育成及び活動支援についてでございます。地域スポーツクラブのはびねすまいる東大和は、市内で唯一のクラブであると伺っております。また、先ほどの教育長の御答弁で、地域スポーツクラブは、地域住民により自主的、主体的に運営されているクラブであるとのことでございますけれども、種目、また会員の登録状況等についてお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） はびねすまいる東大和は、平成25年2月に設立されたクラブでございます。事務局のほうに照会をしたところ、平成30年度の会員総数は、ボッチャ部門、バドミントン部門、ノルディック部門、ヨガフィット部門、事業部門、全部合わせて98人、そしてノルディックウォーキングほか全部で5つの事業を実施しまして、年度で2,034人の方が参加をされたというふうに聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

地域におけるスポーツ振興をさせるためにも、今後、総合型地域スポーツクラブを育成していくという考えがより重要になるというふうに考えますが、現状の認識と今後の市の取り組みについてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民が生涯にわたりスポーツに興味や関心を示し、身近なものとしてスポーツを楽しむためには、多様なスポーツの機会の確保が重要になるというふうに考えております。繰り返しますが、総合型地域スポーツクラブは、地域住民により、自主的、主体的に運営されるクラブであり、担当としても、今後、その活動が盛んに行われることを期待しているところであります。引き続きクラブに対しましては、必要に応じて助言を行い、相談に応じるなど、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

それでは、エのそれぞれの課題や、今後の取り組みについてに移りますけれども、これまでの御答弁の中で、市内には数多くのスポーツ団体があり、数多くの市民の方々が、さまざまな団体に加入し、自発的に活動され

ていることがわかりました。

一方、スポーツ振興を図る上では、これまでにスポーツ団体等に加入していない。または会員となっていない市民、すなわち運動や、スポーツを行っていない市民の方に対して、いかにしてスポーツに触れる機会を用意するかが重要かと思われます。市の取り組みについて伺いをいたします。

○社会教育課長（高田匡章君） これからスポーツを始めたいと思う市民の方への取り組みということでありますけれども、議員の言われるとおり、スポーツ振興を図り、そしてスポーツ実施率を向上させるためには、何よりもふだん運動やスポーツを行っていない、そういった市民の方を多く広く、取り組む必要があろうというふうに考えております。

スポーツ基本法においては、市町村のスポーツの推進に係る体制の整備を図るために、スポーツ推進員という方を委嘱するというふうになっております。当市においては、15人のスポーツ推進員の方が、例えば体力測定であったりボッチャ体験とかグランドゴルフ大会とか、その他ですね、レクリエーション活動など、広い分野でスポーツの実技指導や助言等を行っておられます。

これらのスポーツ推進員の方が実施する活動というのは、スポーツ団体等への加入を必要としないので、ふだんスポーツを実施していない方を広くスポーツに取り組む、そういうきっかけとしても非常に効果的であるというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） スポーツ振興に関しまして、さまざまな取り組みについて紹介をしていただいたところでございますけれども、自治体によってはスポーツ施策に関して、明確なこのビジョンを掲げ、例えば選手や指導者の育成、目玉とするスポーツといったように、特化する施策を打ち出している自治体もあろうかというふうに思われます。当市におけるスポーツ振興について、市の考え方があればお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市では、平成29年3月に東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を初めて策定いたしました。この計画は、スポーツを推進するための計画としては、当市で初めての計画でありまして、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむという推進方針のもと、146の事業について取り組むこととしてございます。自治体によりまして、ビジョンや施策の方向はさまざまあろうかと思っておりますけれども、当市におけるスポーツ振興に当たりましては、さまざまな市民の皆様が気軽に運動やスポーツに取り組めるような環境を整備する必要があると、そのように認識をしております。現時点においては、まずは初めて策定をいたしましたスポーツ推進計画の事業をしっかりと着実に実行いたしまして、スポーツ実施率を向上させてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

スポーツ振興の実施においては、その方向性のビジョンを明確にすることが、重要であるというふうに考えます。またスポーツ実施率を高める取り組みとして、私も過去の一般質問にて質問させていただきましたけれども、人口規模がほぼ同じ自治体間で、一定の時間内に継続して運動やスポーツを行った住民の数を競うチャレンジという事業が全国的に行われているようでございます。このような取り組みも、多くの市民に親しんでいただく一つの手段であるというふうに思いますので、引き続き検討していただきたいというふうに思います。これは要望ですので、御答弁は結構でございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

スポーツ交流についてでございます。

まず、アの各年代別のスポーツ交流の実施状況や今後の取り組みについてでございますけれども、先ほどの教育長からの御答弁では、各年代別のスポーツ交流の実施状況については、把握されていないとのことでしたけれども、スポーツ交流に関して何か把握している情報がございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○**社会教育課長（高田匡章君）** スポーツ交流についてでございますが、スポーツ交流は、スポーツ機会の拡充と、それから自治体間の友好、親善の促進に大きな期待が持てるというふうと考えております。しかし、スポーツ交流はスポーツを行う団体同士が自発的に行っているものであり、現状として市のほうでスポーツ交流の実態を正確に把握することはなかなか難しい状況でございます。担当のほうで把握できた情報を一例で紹介をさせていただきますと、武蔵村山市、それから瑞穂町、そして東大和市——当市で交流する2市1町グラウンドゴルフ大会がございます。また、体育協会の加盟団体であります東大和市合気道会におかれましては、周年行事ごとに静岡県や福島県の関係団体と相互に行き来するなどして、長年にわたりスポーツ交流を行っているということでございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。合気道会が——素晴らしいですね。そういうスポーツ団体がふえることが望ましいわけですが、スポーツ交流が盛んになれば、選手の行き来が頻繁となることから、交流人口の増加にも期待が持てるというふうに思います。その件について市の認識をお伺いいたします。

○**社会教育課長（高田匡章君）** スポーツ交流による交流人口の増加ということでもありますけれども、議員の言われるとおり、スポーツのみならず、東大和市を訪れる方がふえるということは、交流人口がふえることとなり、にぎわいといった市の活性化はもとより、経済効果にも期待が持てるというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** スポーツにはいろいろな可能性がありますので、前向きに調査研究をお願いいたします。

では、次のイですね、友好都市である喜多方市とのスポーツ交流の実施状況や今後の取り組みについてに移らせていただきます。スポーツ交流について、現在、市が実態を正確に把握することは難しい旨の御答弁をいただきましたが、友好都市である喜多方市とのスポーツ交流が盛んになるといいなというふうに思っているところでございます。これまで多摩湖駅伝大会に喜多方市の中学生などを招待しているのは承知をしておりますけれども、その他の事業で、喜多方市とのスポーツ交流についての状況がわかれば、もう少しお聞かせいただけますでしょうか。

○**社会教育課長（高田匡章君）** 喜多方市とのスポーツ交流についてでございますが、スポーツ団体が交流を行ったものとして、平成29年度に喜多方市との友好都市交流促進事業としてはありますけれども、東大和市の体育協会と喜多方市の体育協会が相互に行き来をし、喜多方市のマラソン大会を見学したり、東大和市の多摩湖駅伝大会を見学したりということで交流した事例がございます。

また、東大和市ラジオ体操連盟にありましては、10年ほど前から大和町民運動会に参加をし、ラジオ体操を実施するなどして交流を行っているというお話を伺っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 余り積極的に交流を行っていないというようなことでございますけれども、喜多方市につきましましては、特にこの友好都市ということもありますので、私といたしましてはぜひとも、喜多方市とのスポーツ交流について、市のほうできっかけづくりを行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 友好都市であります喜多方市とのスポーツ交流のきっかけづくりということでございますけれども、スポーツ交流をするということになれば、相手方、相手の団体との調整のほか、さまざま交流条件の設定なども必要になってくると考えられます。現時点におきましては、喜多方市とのスポーツ交流につきましましては、具体的な取り組みを行っておりませんので、今後どのようなきっかけづくりができるのか、他市の成功事例などについて情報収集したいと、そのように考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ積極的にお願いをしたいと思います。

それでは、喜多方市からも参加していただいている多摩湖駅伝について、関連質問になりますけれども、来年3月実施予定の第30回多摩湖駅伝大会については、村山上貯水池の堤体補強工事により、これまでの多摩湖周回コースが使用できないとの話を伺いました。伝統ある多摩湖駅伝大会が、多摩湖周回コースが使用できないということで、その影響も大きいかと思いますが、これまでの対応と現在の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 令和2年3月に実施を予定しております第30回多摩湖駅伝大会につきましましては、東京都水道局が行う村山上貯水池の堤体補強工事によりまして、これまで使用してきました多摩湖周回コースですね、こちらが使えなくなるということで、これまで多摩湖駅伝大会の実施に伴う主催者会議や実行委員会において、代替コースを検討するほか、東大和警察署のほうにも、実際に出向いてさまざまな交渉や検討を行ってまいりました。堤防ですね、車両通行どめにさせていただき、ほぼこれまでのコースと同様のコースで実施する案、それから堤防を使わずに貯水池の北側、または南側を車両通行どめにさせていただき、それぞれ折り返すコースも検討いたしましたけれども、選手の安全性、それから周辺住民への影響、迂回路の問題、また交通を規制した場合の影響等が広範囲に及ぶということから、第30回多摩湖駅伝大会につきましましては、これまで使っていた公園周回コース、こちらを借用している都立狭山公園内で実施するというので、調整を今、行っているところであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

多摩湖駅伝大会については、自然豊かなコースに魅力を感じ、毎年、参加を決めていらっしゃる方も多くいらっしゃるかというふうに思います。これまでの多摩湖周回コースで走れないとなれば、参加を取りやめるといった方もいらっしゃるのではないかというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 多摩湖周回コースで走れないことにより参加の取りやめということについてであります。その影響については、私ども担当としても危惧しているところであります。実際に平成15年当時だと覚えてますけれども、下堰堤の工事のときにも、実際、参加者は減ったという事実はございました。そういうことから、今回の堤防工事に関しましても、影響が出てくるものとは考えているところでございます。

東京都の水道局からの説明によりますと、その周辺整備の工事まで含めた工期につきましましては令和5年度までとされておりまして、おおむね5年間は暫定コースといいますか、変更するコースですね。そちらで実施を

せざるを得ないという状況でございます。

市といたしましては、まずは現在調整中のコースで実施をしまして、その結果に伴う課題や反省点、そちらについて実行委員会で協議をし、その後のことについて検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

- 16番（荒幡伸一君） 多摩湖駅伝大会については、村山上貯水池の堤体補強工事の影響ということで、いたし方ないという部分もあろうかというふうには思いますが、参加者の減少も心配されますので、ぜひとも職員、また関係機関の皆様で知恵を出し合っていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

また、先ほども幾つかスポーツ交流の事例を紹介していただきましたが、スポーツ交流は、スポーツ機会の拡充と、自治体間の友好、親善の促進に大きな期待が持てるとの御答弁もいただいております。私が知る範囲でも、家庭婦人の9人制バレーボールですけども。当初は東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の2市1町で交流試合を行ってございましたけども、現在は瑞穂町のチームがなくなってしまう、2市だけの参加になってしまいましたが、年2回、交互に行き来をしながら大会を行っております。

ちなみに中村議員が、2市の連盟会長として御尽力をいただいているところでございますけども、このスポーツ交流は、近隣市においても、実施可能な取り組みでありますので、その活動に対し、今後、市として後押し、支援を行っていただけるような仕組みをつくっていただきたいということを提案いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

じゃ、次にスポーツ都市宣言に移らせていただきますが、スポーツの関心を継承・発展させ、市民のスポーツ振興をさらに発展させていくためにも、スポーツ都市宣言を行うべきであるというふうに考えます。現時点では、市はスポーツ都市宣言を行う予定はないとのことですが、スポーツ都市宣言について、他市の実施状況を把握されているようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

- 社会教育課長（高田匡章君） スポーツ都市宣言につきましては、26市中2市で実施をされているところを確認しております。昭和49年に東村山市、平成26年に武蔵村山市が実施をされたということであります。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） スポーツ都市宣言については、26市中、東村山市と武蔵村山市の2市が実施されているとのこと、今御答弁をいただきましたけども、真ん中の東大和市がしていないというわけでございます。宣言をされた自治体におけるこの成果等を、把握されていればお聞かせいただけますでしょうか。

- 社会教育課長（高田匡章君） スポーツ都市宣言をされた自治体の成果等ということでもありますけども、平成26年にスポーツ都市宣言を実施いたしました武蔵村山市に、宣言前と宣言後の違いですね、変化の違いをお伺いしたところ、体育施設の利用率については、大きな変化は見られなかったということでもあります。しかしながら、スポーツ推進計画を策定するに当たり、市民の方にアンケートを実施したところ、スポーツ大会への参加率、それからスポーツクラブやサークルへの所属に関して、増加の傾向が見られたということでもあります。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

スポーツ都市宣言を行っている自治体は、26市中、2市ということで伺いました。スポーツ実施率の向上のためには、東京2020オリンピック・パラリンピックをきっかけとして、スポーツ都市宣言を実施することを期待いたします。またスポーツにはいろいろな可能性があるので、事業を広げるためにはスポーツに特化し

た部署、例えばスポーツ推進課を新たに設置するような検討も必要だというふうに思います。

まずは情報収集から始めていただけたらというふうに思います。これは要望でございますので、答弁は結構でございます。

以上をもちまして、このスポーツ振興に関しては終了をさせていただきます。

次の2番に移ります。

障害者福祉の推進についてでございます。

①の障害のある方が地域で必要な医療や、行政サービスを安心して受けることができるような相談体制の充実について、現在の取り組みや課題についてお伺いをいたします。

これまでに65歳未満の方で、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を受けることができる市民の方から、双方での情報共有がされていなく、その都度、説明をしないと話が通じないとの声をいただいております。

そのような方に対して、双方でどのようなサービスを受けているのか等の情報提供が適切になされているのか、疑問に思っておられる方もいらっしゃると思います。ケアマネ事業所と相談支援事業所との密な連携が必要ではないかというふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 65歳以上の方、または40歳以上で介護保険の特定疾病により要介護等の状態になった方については、介護保険サービスと障害福祉サービスに同等のサービスがある場合には、介護保険サービスを優先し、障害固有のサービス、例えば視覚障害者の同行援護等でございますが、そういう障害固有のサービスについては、障害福祉サービスを利用できることとされております。

近年、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用される方がふえており、介護保険サービスと障害福祉サービスについて情報共有をする必要があることから、ケアマネの事業者連絡会であるケアマネットやまとと相談支援事業所の連絡会の相談部会とが、平成29年度から合同の勉強会を実施するなど連携を図り、利用者の方へ適切な情報提供ができるよう努めております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 御利用者に御負担を余りかけないように、適切な情報提供をよろしくお願ひいたします。

また、このような話も伺っております。さまざま相談がしたかったときに、相談支援専門員が足りなくて相談ができなかった。また、相談支援専門員がかかわると全て白紙になっており、一から説明をしなければならぬなど、利用者の方がとても負担を感じているようでございます。この点について、どのように考え、改善されようとしているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 一部の相談支援事業所において、相談支援専門員の退職や休職によって、サービス等利用計画の作成を断らざるを得ないというような状況が一時的にあったと伺っております。

その後、欠員を補充する等で現在は対応できておりますが、障害のある方については、身体障害、知的障害など、それぞれの障害により固有の生活のしづらさがございます。サービス等利用計画や、モニタリング報告書にできるだけ詳細に記載をしていただき、相談支援専門員がかかわった場合でも、情報を円滑に引き継ぐなど、なるべく利用者の方に御負担をかけないように、相談支援事業所に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお願ひをいたします。

では、相談支援専門員の不足についてでございますけれども、市内で現在何人勤務されていて、今後何人くら

い必要なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在、市内には相談支援事業所が7カ所あり、相談支援専門員は18名おります。今後どれくらい不足するかについては、明確にすることは困難ですが、東京都や国の調査において、相談支援専門員1人当たりの担当件数を標準とされている35人として算定した場合、10事業所、相談支援専門員が24人ほど必要であるというふうに見込んでおります。これによりますと3事業所、6人の不足ということになります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 3事業所で6人が不足しているとのことですが、障害をお持ちの方も、近年ふえておりますので、大変だとは思いますが、障害者福祉向上のためにも、よろしく願いをいたします。

では、視覚障害の方から伺った話ですが、相談支援専門員に聞いても、どのようなサービスを受けることができるのか、どのようなサービスがあるのかということをお伺いしないのか、教えてもらえないとおっしゃってました。全員が全員そうだとは思いませんけども、全体的に相談支援専門員のスキルアップが必要ではないかというふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方が利用できるサービスには、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのほか、それぞれの障害によって利用できるサービスが多岐にわたっております。今御指摘のあった視覚障害の方について申し上げますと、生活の補助具として日常生活用具の給付等、その中にもさまざまな種目がございます。市のケースワーカーは、日ごろからそれらのサービスについて御相談に乗っておりますが、相談支援事業所の相談支援専門員が、それらのサービス全てについて把握しているというわけではないという状況でございます。今後、相談支援事業所の連絡会である相談部会において、市から各種のサービスの説明をする等により、相談支援専門員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

一番最後の質問になりますけども、先ほどの市長の御答弁では、相談支援事業所の整備と相談支援専門員の充実が課題であるとのことでしたが、今後、課題への取り組みはどのようにされていくのか、されていくお考えなのか、聞かせいただけますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 障害福祉サービス等の利用者につきましては、今後も増加していくというふうに推計をしております。引き続き市内の障害福祉サービス等の事業所に対しまして、相談支援事業の実施を初め、東京都が行います相談支援専門員研修の受講等につきましても呼びかけてまいりたいと、このように考えております。また現在の障害者総合プランにおきまして、令和2年度末までに整備することとしております地域生活支援拠点等の整備につきましては、総合福祉センターは～とふる及び地域生活支援センターウエルカムの機能強化と人員体制の強化を図ることとして検討しており、その中で相談支援の強化、充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

それでは、②番ですね、緊急通報システムの設置に移りますけども、現在の緊急通報システムの利用状況について教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在、当市では消防庁方式の緊急通報システムを実施しております。消防庁方

式は、ペンダント型の発泡機、または専用通報機のボタンを押すと消防庁に通報され、消防庁から利用者宅へ確認の電話をして、電話に出ないときは救急車などを出動させるとともに、あらかじめ登録した協力員へ連絡をして利用者宅に駆けつけてもらい、安否確認をするというものでございます。現在、利用者は1名のみでございます。消防方式は、直接、消防庁に通報されるというメリットがある一方、近隣住民の方などに協力員を頼まなければならないということから、利用を控えるということもあるというふうに認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 現在の利用者は1名ということでございますけれども、他市でのこの実施状況について、情報がございましたら教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 緊急通報システムを実施しているのは、多摩の26市中22市で、消防庁方式のみが13市、消防庁方式と民間方式を併用しているのが4市、民間方式のみが5市となっております。

民間方式は、緊急時にペンダント等の通報機器のスイッチを押すと、その信号を契約している民間事業者の受信センターが受信し、利用者宅へ確認の電話をして、電話に出ないときは119番通報するとともに、民間事業者の現場派遣員が駆けつけるというシステムで、消防庁方式のように協力員を依頼するという必要がない等のメリットがある反面、通常の運用経費、月額で定額の運用経費が必要になるという点も、考慮しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では現在のシステムでは、近隣の方などに協力員をお願いしなければならないとのことにより、利用を控えるという方がいるとの市長の御答弁がありましたが、それに対する対応はどのようなことをされているのか、教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害のある方で、最重度の障害で単身の方については、緊急通報システムに変わる手段といたしまして、見守り支援を含めたヘルパー派遣ができる重度訪問介護というサービスを利用することができますので、重度訪問介護を利用していただくというような場合もございます。また、聴覚障害の方でありますと、東京消防庁が実施している携帯電話等から緊急通報を行うことができるNET119というようなサービスですとか、119番ファクシミリ通報等を御案内しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

聴覚障害者には、NET119も御案内をいただいているとのことですので安心していただきましたが、警視庁も聴覚や言語に障害のある方専用で、文字入力による110番通報ができるアプリを配信しておりますので、こちらのほうもよろしくお願いをいたします。

それでは、民間方式の緊急通報システムは、高齢者向きには実施されているというふうに聞いておりますが、障害のある方も対象として実施することを検討してみたいかと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 当市においては、高齢者へのサービスにおきまして、見守りボックスの委託事業、業務に合わせて民間方式を導入したということで、利用者がふえていると聞いております。

一方、障害部門で民間方式を導入している市が9市ございましたが、利用者が数人程度という市がほとんどで、消防庁方式の市と大きな差が見られず、高齢の方とニーズに差異があるというようなことも考えられます。

また民間方式では、事業者に対する委託料が恒常的に発生し、経費が増大するということも考えられますことから、今後、他市の実施状況のほか、さまざまな観点から研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ前向きに検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、③、障害の内容によっては、食物が口腔内に残りやすくなるなどのことから、虫歯や歯周病リスクが増加すると言われてはいますが、当市の障害者歯科診療の現状や課題について伺わせていただきます。

障害のある方は、一般の歯科医院を利用するのが難しい、じっとしていられなかったり、診療を極度に怖がったりするなど、さまざまな理由で安全な診療が困難だからと聞いております。本市では、歯科医師会の御協力もいただき、障害のある方も対象に訪問歯科診療を行っていただいておりますが、この実施状況について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 実施状況についてであります。この事業の対象、1人では歯科医院に行けない方、またかかりつけ歯科医のいない方のうち、障害のある方及び要介護高齢者としております。そのため対象者全体の実績となりますけれども、平成30年度の実績は新規の申し込み件数が52件、延べ訪問回数は599件でありました。また、前年の延べ訪問件数は455件でありましたことから、144件の増加となっております。訪問歯科診療の申し込みから開始までの手続など利用の流れについてであります。まず歯科訪問診療申し込み用紙を記入し、ファクスや電話で歯科医師会に申し込んでいただきます。この用紙は、健康課など庁内の窓口を設置するほか、ホームページからダウンロードできるようになっております。

次に、歯科医師会に申し込みの内容の状況に応じて、通院できない方には訪問診療が可能な歯科診療所を、またかかりつけ歯科医のいない方には対応が可能な歯科診療所などを調整し、訪問診療や通院の開始までコーディネートしていただいております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 平成30年度は、前年よりも144件増加し、延べ訪問回数は599件ということで、ますます増加することかと思っておりますので、安全な診療をお願いをいたします。市長の御答弁では、地域にかかりつけ歯科医を持つことが重要とありますが、東京都立東大和療育センターは、なかなか予約がとれないというふうに聞いております。かかりつけ歯科医に関しては、障害者の歯科診療について専門的な知識を持つ医師が診療して下さるところに、コーディネートして下さっているのだというふうに思いますが、かかりつけ歯科医の診療内容について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 診療の内容としましては、口腔ケア、歯石の除去、歯周病や虫歯の処置、義歯――入れ歯ですね、入れ歯の作成や調整、口腔リハビリなどを行っているのと歯科医師会から伺っております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

場所や雰囲気になれていただくためにも、治療開始日より前に来てもらって、椅子に座ることや口をあけることなど、練習してもらおうのだろうというふうに思いますけれども、一般の方が治療していただくのと変わりがないということがわかりました。

それでは、この項目、最後の質問となりますけれども、市長の御答弁にありました定期的な歯科健診はどのよ

うに行っていくのか、教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 定期的な歯科健診につきましては、その方の個別の条件に応じて、かかりつけ歯科医が指導によって時期を定めて、また内容も行われているものと認識しております。地域の身近な診療所がかかりつけ歯科医を持ち、歯科治療や歯科健康管理を受けていただくことは、障害のある方が歯と口腔の機能を維持し、健康を保つために重要であります。そのため障害のある方のうち、かかりつけ歯科医を持たない方や通院のできない方に、希望や必要に応じて歯科医療連携事業を利用していただけるよう、今後も無料歯科相談などのイベントなど、さまざまな機会を通じて情報提供を行ってまいります。

また、東京都多摩立川保健所が、障害者の歯科保健の意識の向上を図ることを目的に実施しておりますハミカップへの協力など、関係機関と連携につきましても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

私も無料歯科相談に伺った際に、作業所の皆さんも受けていらっしゃるところを見かけました。障害のある方の歯科診療について、丁寧な対応をしていただいていることがよくわかりました。口腔内の健康づくりが重要でございますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、3番、マイ・タイムラインの効果的な活用に移らせていただきます。

①東京マイ・タイムラインが効果的に活用され、子供たちの防災意識を培うためには、学校での丁寧な取り組みが大事だが、今後の取り組みや課題について伺わせていただきます。マイ・タイムラインの重要性に関しまして、過去の一般質問でも何度か取り上げさせていただきました。都議会公明党の主張により、この6月に東京マイ・タイムラインが児童・生徒に配布されました。都がつくった東京マイ・タイムラインは、小学校低学年から一般向けまで年代別に5種類、作成手順を示したガイドブックと、避難準備の開始、避難開始などとプリントされたシールを張るマイ・タイムラインシートがセットされており、シートは台風、大雨、短期間の急激な豪雨の3パターンが用意されております。ガイドブックでは、過去に都内で起こった台風や豪雨による大規模な土砂災害や河川の氾濫、高潮などの事例を写真や地図を交えて紹介をしております。自然災害の被害想定が示された各自治体のハザードマップを確認するなど、作成ポイントを説明していただいております。自分の命は自分で守るという意識を広げて、逃げおくれゼロを目指して作成された東京マイ・タイムラインです。まずは教育長の御答弁で、学校では各家庭において効果的に活用されるよう、令和元年6月に東京マイ・タイムラインの意義や必要性について指導したとございましたけれども、具体的に意義や必要性について、どのように指導されたのかお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 東京マイ・タイムラインについて、学校が共通に指導した意義や必要性についてでございますが、主に次の5点ございまして、近年、多くの人が犠牲になった大雨による大きな水害が発生しており、東京でいつ起きてもおかしくないこと。水害時の避難行動を日ごろより考える必要があること。水害を知り、水害からの避難行動を考えるために東京マイ・タイムラインが配布されたこと。東京マイ・タイムラインの箱の中にある作成ガイドブックとマイ・タイムラインシートについての紹介。自宅に持ち帰り、家族などと話し合いながら水害に備えてほしいこと。以上の内容につきまして、学年に合わせて説明し指導を行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

私は、この東京マイ・タイムラインを、児童・生徒が家庭に持ち帰り、家族と話し合っただけではなく、家庭に持ち帰った後、学校でもう一度取り扱うことで、より効果的に活用できるようにすることができるといふふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京マイ・タイムラインは、家庭に常備し、いつでも取り出せるようにすることで、風水害から家族で身を守ることを目指すものでございます。しかしながら風水害が起こるまでの間、作成したまま終わりにしてしまっただけでは、いざというときに十分に活用できないと考えます。そこで、学校で東京マイ・タイムラインをもう一度取り上げることは、効果的な活用につながると考えております。例えば各学校において、風水害に関する安全指導や、避難訓練時に東京マイ・タイムラインについて話題にし、児童・生徒に活用を促すことなどが取り組みの一つの可能性として考えられると思っております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ぜひ実施をしていただいて、自分の命は自分で守るという意識を広げてもらいたいというふうに要望いたします。

また、東京マイ・タイムラインの活用のために、消防署のほうから児童・生徒に風水害について直接話をさせていただくなど、消防署と連携をして指導することも効果的ではないかというふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 消防署の方に、児童・生徒に直接話をさせていただくことは、風水害に対する意識をさらに高めるとともに、風水害の理解を深め、マイ・タイムラインを作成する関心、意欲を高めることにつながると考えております。現在、市内の学校においては、学校の実態に応じて風水害に関する避難訓練を実施しております。また、市内の一部の学校では、消防団や消防署の協力を得た避難訓練や、防災訓練に取り組んでいると聞いております。こうしたことから、マイ・タイムラインを効果的に活用するために、消防署と連携して指導していくことは、効果的な取り組みの可能性の一つとして捉えることができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ぜひ、前向きに検討していただきますように、よろしく願いをいたします。

また、親子でともに考えて作成することが非常に大切な取り組みとなります。夏季休業中とかに、子供と保護者が一緒に、この東京マイ・タイムラインを作成する講座を、学校において実施するようなことは可能でしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 保護者などを対象とした東京マイ・タイムラインを作成する講座につきましては、風水害に関する知識と風水害に関する地域の特徴についての専門性が不可欠であることから、学校が主体となって実施することは難しいというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 確かに学校が主体となって実施するのは難しいのかもしれませんが。

ことしの8月31日に、立川防災館において、この夏休みに、親子で東京マイ・タイムラインを使って、水害からの避難を考えてみましょうという作成講座が開催されましたけども、このような取り組みを学校において、周知していただくようなことは可能でしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都では、毎年7月1日から9月30日まで、防災ノート活用促進月間として、防災体験施設での親子防災体験への参加促進を図るため、6月に学校を通してチラシを全児童に配布し

ております。立川防災館における東京マイ・タイムライン作成講座につきましては、この親子防災体験の一環として行われているものでございます。今後も防災体験施設における東京マイ・タイムラインに関する取り組みなど、親子防災体験について学校を通して周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。効果的な活用を期待しております。

それでは、②家族構成や生活環境を考慮して、若者から高齢者まで幅広い世代にマイ・タイムラインを広めていくことに移りますけれども、市長の御答弁では、市民一人一人が避難に必要な防災情報を正しく理解し、みずからの環境や地域の特性に合った避難行動をとれるようにしておくことは、大変重要なことであると認識しており、今後、各種防災訓練やイベント等を通じて普及に努めたいとのことでありました。この9月1日に実施された東京都と多摩市の合同の総合防災訓練においても、台風や水害に備えて、タイムラインセミナーが開かれたというふうに伺っております。当市でも、できるだけ早急に訓練に加えて実施してほしいというふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 今現在、地域防災計画の修正に向けて作業を進めておりまして、今年度中の修正を目指しております。まずはこのマイ・タイムラインの促進を地域防災計画に位置づけまして、その後に具体的な対応について検討してまいりたいと考えておりますことから、当面は各種訓練やイベント等の機会に、周知のほうで努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 1つの大きな取り組みとなり得ると思いますので、よろしくお願いをいたします。

昨晚、けさにかけて台風19号の被害がありましたけれども、比較的事も台風の接近や上陸もあり得る中、なるべく早くマイ・タイムラインの普及をしていただきたいというふうに思いますけれども、その点について市の見解をお伺いいたします。

○総務部参事（東 栄一君） マイ・タイムラインの作成には、ハザードマップなどの地域の災害リスクを知る情報などが必要になるというふうに考えてるところでございます。市では、ことしの3月に土砂災害警戒区域等が指定されまして、これにかかわるハザードマップの作成も予定しておりますけれども、今のところ年度末になる予定でございます。マイ・タイムラインの作成につきましては、こうした地域の災害リスク情報を前提にして作成すると思われまして、その後に検討していきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 地域防災計画の修正やハザードマップの作成など、順序立てて進めていきたいという趣旨はわかりました。なお、訓練に取り入れる際は、地域の災害リスクの情報のほか、防災、気象情報の意味などもわかるような訓練を、できるだけ早急に実施していただくことを要望いたしまして、この項目は終了させていただきます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時41分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 済みません、先ほど私の発言で、台風19号というふうに言ったようでございますので、

15号の間違いでございますので訂正を、済みません、よろしく願いいたします。

それでは、最後の項目、4、住みよい、活気あるまちづくりについてに移らせていただきます。

①の市長所信表明に、自然環境を生かしたまちづくりといたしまして、多摩湖・狭山丘陵・空堀川を結ぶ桜等の回廊づくりについてでございますけれども、これまでも多摩湖や狭山丘陵の桜の更新や、空堀川の管理用通路のあり方などについて、過去の一般質問で取り上げさせていただきました。私が子供のころの見事だった桜のにぎわいの復活を楽しみにして、質問をさせていただきます。

まず最初に、空堀川についてでございますけれども、今まで東京都では空堀川の管理用通路に、桜等の木々を植樹することは難しいとの話だったというふうに記憶をしておりますけれども、旧河川の整備では、東京都施行で桜を植えております。桜の回廊づくりを進めるということでございますけれども、現状はどのようになっているのか、まずお聞かせいただけますでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 現状ということでございますが、東京都においては平成28年に策定しました2020年に向けた実行プランにおきまして、水と緑のネットワークの充実として、河川の水辺空間での緑化を進め、都市公園や街路樹等と有機的に緑をつなげることで、水と緑のネットワークをさらに充実させるとの目標を掲げております。

当市におきましては、空堀川、狭山丘陵、多摩湖があり、東京都が掲げる水と緑のネットワークに合致した環境が整っております。そのようなことから、空堀川沿線に、緑化としまして桜の植樹事業を推進していただくよう東京都に要望しているところでございます。また旧河川につきましては、東京都において川を埋め立て、川を塞ぎまして緑道として整備しておりますが、東京都と協議した中で、東京都による桜の植樹が可能となったものでございます。ただし、旧河川につきましては維持管理は市が行うこととなっております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 現在の東京都に要望しているとのことでございますけれども、桜を植えるとしたら、既にこの整備が進んでいる既存の管理用通路にも植える予定なのでしょうか。空堀川全域を考えていらっしゃるのか、一部分なのか、どこを考えていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 空堀川への桜の植樹でございますが、既存の管理用通路、または通路沿いの残地を利用して植樹していただきたいということで東京都に要望してございます。管理用通路につきましては、東京都では水防活動時に活用するものとしての位置づけとされておりまして、防災上、支障とならないような広くなった箇所への植樹や、余り大きくならない樹種の桜を植えるなど、植樹が可能な箇所への設置ができないかと要望しているところでございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

全域を見て植樹が可能な場所というふうに理解をいたしましたけれども、実際のところ空堀川への桜の植樹について、東京都の感触はどのような感じなのか教えていただけますでしょうか。

○**環境課長（宮鍋和志君）** 現在、東京都の北多摩北部建設事務所に御相談に伺っているところでございます。空堀川の両側の通路は、河川管理用の通路であること。また通路の幅員が狭いなど課題がございますが、空堀川への桜の植樹について引き続き要望してまいりたいと考えております。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

課題はあるが、この要望を続けていくということで承知をいたしました。

それでは、旧河川についてちょっとお伺いをいたしますけども、整備をしていただいて景観もよくなり、散歩などで利用している方もとても喜ばれている緑道になっております。昼間は特に問題ないのですが、夜間になると街灯がなく暗いため、怖くて通れないので街灯を設置してほしいとの御意見をいただいております。検討はされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 東京都により旧河川の整備が進んでおりますが、街灯の設置が確かでないために、確かに夜間は暗い状況でございます。空堀川への桜の植樹の件とあわせまして、東京都の北多摩北部建設事務所に御相談に伺っているところでございます。街灯の設置につきましても、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ強く要望していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは最後に、市長は常日ごろから小金井桜か空堀桜かといったぐあいに桜の回廊づくりを進めるとおっしゃっております。私も大いに期待をしている1人であります。そこで、実現に向けて、市長の御所見を伺えればと思いますので、よろしく願いをいたします。

○市長（尾崎保夫君） 空堀桜、おっしゃるとおりですね。私自身も何年か前から、空堀川を改修ということでやってきたわけですけども、そんな中で私どものほうの実行プランというか、東京都ですね、東京都の実行プランを昨年——昨年でしょうか。熱いプランを読まさせていただいて、その中に水と緑のネットワークの充実ということで、写真とかそういうのが幾つか載ってたんですけど、全て多分湾岸部だというふうに思うんですけども。河川がこうね、土手のところがきれいになって、とってもすばらしいなというふうに思ったんですね。そのときに水と緑のネットワークということになれば、私どものほうも同じように水と緑のネットワークに、向こうはって緑と水ネットワークって、ちょっと頭が変わってますけどね。水と緑のネットワークは、親水公園だとかいろんなものを、水と緑を人間が、その場で空間で心地よく過ごせるような、そういう空間をつくらうということなんですけども、東大和は湖と丘陵と河川と、この3つそろって、それでなおかつ東京からそれほど遠くないところに、整備をすれば、本当に水と緑のネットワーク、最高のものができるというふうに私自身は、その東京都の計画を見たときに思ったわけでありまして。私どもが進めてる計画は、東京都の計画とぴったり一致だということで、これは東京都のほうも、局長さんとかそういうのをお会いするたびに、そんなふうなお話をさせていただいております。ぜひ、その湾岸でなくて、多摩のほうにもそのような形で、水と緑のネットワークということを、多摩でもしっかりと整備してほしいんだというふうには、これはもう従来からお願ひしてございます。

ですから、その一環として空堀川の桜も、東京都がしっかりと水と緑のネットワークの一環として進めてもらいたいというふうに、私は強くそういうふうに思っています。また、時間はこれから先すぐ、20年とか、30年とかというね、最終的にかかるかもしれませんけども、ただ今やるチャンスなのかなと、そんなふうにも思っています。そういった意味では、空堀川の桜や、あるいはもみじだとかですね、それから狭山丘陵、そして多摩湖は桜ということで、今多摩湖のほうも、そして私どものほうも、少し桜の植樹を若木に入れかえているというふうな状況でございますが、東京都のほうもだんだんとそのような雰囲気になってきたような感じがしてございますので、さらに可能性を突き詰めていきたいなど、そんなふうにも思っております。私どものほうも環境部、あるいは土木や都市計画だとか、それぞれの関係の各課が一つになって、その目標に向かって進

んでいければと思いますし、また御質問者のほうも、ぜひ都議会とかそういうところを通して、ぜひ多摩のほうにも水と緑のネットワーク、すばらしい素材があるんだということを伝えていただいて、20年後、楽しみに私も頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○16番（荒幡伸一君） 市長、御答弁ありがとうございました。私も期待をして、できることはしっかりとやらせていただきたい、このように思っております。

先ほども述べましたように、子供のころの見事だったこの桜のにぎわいの復活を楽しみに、美しい桜の回廊ができるよう私も応援させていただきます。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（中間建二君） 次に、3番、二宮由子議員を指名いたします。

[3 番 二宮由子君 登壇]

○3番（二宮由子君） 議席番号3番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、令和元年第3回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

近年、我が国において、東日本大震災という未曾有の大災害を初め、地震、津波、火山噴火、台風、豪雨、豪雪、竜巻など、数多くの自然災害が各地で発生し、激甚化の傾向にあり、住民の生命・財産を災害から守るための地域防災力の強化が重要な課題となっております。しかしながら、少子高齢化の進展や、日中不在の住民の増加など、社会経済情勢の変化によって、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になり、災害による被害を最小限に抑制するには、ハード面はもとより、さまざまな側面から取り組むソフト面など、地域防災力をより一層高めるための柔軟な対応が求められております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模広域災害時における公助の限界が明らかになった一方で、地域住民みずからの努力によって備え、みずからを守る自助や、地域住民、近隣住民が互いに協力し合いながら防災、救助活動に取り組む支え合いの共助の重要性が再認識されました。自助・共助・公助の連携によって地域防災力の向上を図るには、市民一人一人が防災に対する意識を高める各種訓練の実施とあわせて、地域防災の新たな担い手として期待される子供たちに対し、災害への備えと安全対応能力の一層の向上に努め、子供たちの発達段階に応じた防災教育の充実を図る地域防災力のさらなる強化につながる取り組みが重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、地域防災力向上の取り組みについて。

ア、各種訓練の状況及び成果は。

イ、自主防災組織の整備及び活動状況は。

ウ、防災士など、防災リーダーの育成は。

エ、今後の課題は。

第2に、小中学校の防災教育について。

ア、現状及び対応は。

イ、地域との防災連携は。

ウ、教職員向け防災研修の実施は。
エ、ジュニア防災検定導入の考えは。
オ、今後の課題は。
など、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔3 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、各種防災訓練の状況及び成果についてであります。各種防災関係機関や地域自治会、自主防災組織など、地域が一体となった実践的訓練を実施する総合防災訓練を初め、避難所体験訓練や防災モデル地区事業など、対象地域を変更しながらできるだけ多くの市民の皆様に参加していただけるように実施してまいりました。成果としましては、防災意識の向上に着実に寄与しているものと認識をしているところです。

次に、自主防災組織の整備及び活動状況についてであります。自主防災組織の数は平成31年3月現在で41団体であります。活動状況につきましては、自治会やマンション管理組合等の自主防災組織から、活動に当たり提出される防火防災訓練届出書を通して把握しております。それぞれの地域で防災訓練、広報活動、研修会等の活動を行っているものと認識しております。

次に、防災士など防災リーダーの育成についてであります。自主防災組織に対して東京都主催の防災市民組織リーダー研修会の周知を行っております。なお、防災士の育成につきましては、現在、取り組みは行っておりません。

次に、今後の課題についてであります。地域防災力の強化には行政の行う公助に加え、市民みずからの備えによる自助と、地域の市民同士が支え合う共助の取り組みを一体的に推進することが不可欠であります。地域を取りまとめ、防災活動を牽引する防災リーダーの育成や、自主防災組織の結成につながる防災意識の向上が課題であると認識しております。

次に、小中学校の防災教育についてであります。市内小中学校では避難訓練や地域と連携した防災訓練の実施など、学校の実態に応じて計画的に防災教育を実施しております。また、毎年度教員向けの防災研修に参加するなど、防災教育に関する指導力の向上に取り組んでいるところであります。ジュニア防災検定につきましては、児童・生徒の防災意識を高める取り組みの一つであると認識しております。今後も地域防災力の強化に向け、市内小中学校の防災教育のさらなる充実が図られるよう学校を支援してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 地域防災力の強化についてであります。小中学校の防災教育につきましては、子供たちの安全対策能力を育成するために、各学校において、学校安全計画に基づき、安全学習と安全指導を行っております。市内小中学校における地域との防災連携としましては、地域の方や関係機関と連携して、防災訓練を実施している中学校や、地域の防災訓練に生徒会活動やボランティア活動として、一部の生徒が参加している中学校がございます。

教職員向けの防災研修につきましては、毎年度、東京都教育委員会主催の学校安全教室指導者講習会に参加しており、各学校から代表者1名が交通、生活、災害の種別を選択して受講するものでございます。受講後は、各学校で教職員に研修内容を伝達することとなっております。

ジュニア防災検定についてであります。事前課題、検定テスト、事後課題で構成される検定で、団体受け付けが基本となっているものでございます。防災意識向上等の効果が見込まれる検定ではございますが、実施に当たっては、各学校の計画的な取り組みが必要になることが予想されます。本市における導入につきましては、都内他の区市における実施の状況を踏まえて改めて研究をまいります。

今後の課題としましては、一人一人の教員が防災に関する指導力を高め、各学校の実態に応じた防災教育を実施するとともに、地域と連携した防災教育の一層の充実が図られるよう、学校への支援に取り組んでまいります。

以上です。

○3番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、地域防災力向上の取り組みについての各種訓練の状況及び成果はについてです。

総合防災訓練や避難所体験訓練など、対象地域を変更しながら実施されているという御答弁でした。そこで、今月1日に第三中学校で実施された総合防災訓練の目的と、他の議員での御答弁で、当日の参加人数が800名ということでしたので、参加者の内訳を、これは一般市民の参加者と、参加協力機関として参加された方々の人数というのを伺いたいと思うので、あわせてお願いいたします。また、その実施された訓練の内容なども伺いたいと思います。

お願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 過日、第三中学校で実施した総合防災訓練の目的でございますけれども、過去の災害を教訓として、災害における被害への応急対策や、関係防災機関との連携、さらには市民への防災と減災に関する意識高揚を図る企画を取り入れた総合的な防災訓練を実施し、地域が防災と減災に取り組む意識を一つにする機会を設けることを目的として実施したものでございます。

参加人数や、その参加協力機関数等につきましては、来賓、市議会議員の皆様が47人、それから市職員が215人、学校関係者が42人、参加団体37機関で185人、消防関係者が84人、自治会参加者が84人で、一般参加のほうは約75人で、全体として約800人の参加でございました。

主な訓練内容でございますけれども、市民参加型訓練といたしまして、初期消火、救出救助訓練、避難所体験訓練、応急救護訓令をローテーション形式で実施いたしまして、そのほか煙体験訓練、災害時伝言ダイヤル訓練、ガスマイコンメーター操作訓練、応急給水キット取り扱い訓練、マンホールトイレ取り扱い訓練などを自由参加形式で実施したところでございます。

また市と関係防災機関との実動訓練といたしまして、災害時要配慮者相談窓口、二次避難所開設運営訓練、市医療救護所設置運営訓練、避難所開設運営検討訓練、炊き出し訓練などを実施するほか、市内各所の災害現場において、関係機関が応急対策活動を実施する総合演習を行ったところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今御答弁いただいたその総合演習では、関係機関による日ごろの訓練の成果が披露されて、大地震の備えの点検、確認が行われたと思います。また、市民参加型訓練では、自治会ごとの防災訓練で

は、体験できないような多岐にわたる内容でしたので、多くの地域住民の方に参加していただき、訓練を通じて災害に対する備えですとか、自助、共助など、防災意識の向上につなげていただきたかったですけれども、参加者の今内訳を伺った中でも明らかになったように、自治会の参加者が84人ですか。一般参加者が約75人ということで、これ合計で約159人で、全体の20%ほどなんです。数字からもわかるように、会場全体を、私も参加させていただいたので、見渡したときに、関係団体として参加された方が非常に多かったというのが印象です。

そこで、市内中学校区ごとで、毎年実施されている総合防災訓練に、多くの地域住民に参加していただけるような、参加促進の取り組みについて何うのとあわせまして、今回の総合防災訓練で新たに取り組みされた訓練内容があるようでしたら教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 参加促進のための取り組みといたしましては、市報、ホームページ、それからフェイスブック、安全安心メール、あと防災行政無線を活用したほか、ポスターやチラシを作成いたしまして、市内各施設、それから自治会の掲示板、あとモノレールの各駅やちよこバスですね。あと包括連携協定に基づいたセブン-イレブン、アンド、イトーヨーカドーですか。この掲示及び配布も依頼いたしました。また第三中学校と第六小学校につきましては、全校生徒にチラシを配るとともにですね、会場近隣へはポスティングを行うなど周知に努めたところでございます。

それから、新たに今回取り組んだ訓練内容でございますけれども、みずからの身の安全はみずからが守るということで、日常及び発災時において何をすべきかを考える機会となるように、広報テントブースで、例年、日常備蓄関連冊子というのを配布してんですが、これに加えまして1日で必要な備蓄食料を実際に展示いたしました。

それから、4月から稼働しております学校給食センターの災害時対応訓練の一環といたしまして、給食センター内で炊き出しを行っていただき、その炊き出した物資を避難所となる第三中学校へ搬送する訓練を実施したところでございます。

その他、総合演習におきまして人命救助のスペシャリストである、東京消防庁東久留米特別救助隊を招致し、校舎屋上に取り残された要救助者の救出、救助演技や、それから今年度、東京都消防操法大会に出場する東大和市消防団第7分団によるポンプ操法演技を取り入れたところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今御答弁でもあったように、ありとあらゆる方法というんですか、参加促進に取り組んでいただいておりますので、だからこそ地域住民の方が参加してくださっているんだと思います。ですので、ぜひ今後とも周知に努めていただきますようお願いいたします。

新たに取り組まれた訓練では、学校給食センターの災害時対応訓練が初めて実施されたということだったので、学校給食センターの災害時対応訓練実施の際の課題などを伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 学校給食センターの災害時対応訓練実施の際の課題ということでございますけれども、訓練を実施した給食班からの報告では、調理室が2階にあるということで、大量に調理を行った際の1階への運搬方法について、より効率よく行う方法の検討が今後必要になるんじゃないかと。そういう報告、受けてるところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今回、課題も明らかになったということで、ぜひその課題解決のために取り組んでいた

だきたいと思います。

1日の総合防災訓練の参加者についてなんですけれども、聴覚障害者の方は手話通訳者の方と一緒に参加されておりましたけれども、他の障害当事者の方っていうのは、私の知る限りでは参加されていなかったように感じました。障害当事者の方の中には、健常者中心の防災訓練に参加することは難しいと感じていらっしゃる方もいると思いますけれども、そこですとね、障害者ですとか、高齢者などの、いわゆる災害弱者と言われる方々が訓練に参加しやすい環境づくりというのが必要ではないかというふうに思いますが、当市の総合防災訓練では、どのような配慮が行われているのか伺うのとあわせて、障害者団体の方々に対する訓練参加への御案内の状況などについて教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 今回実施した総合防災訓練の中の市民参加型訓練では、3班編成で各訓練にローテーションで参加をしていただいておりますが、この際に市の職員が各班に入りまして、ともに訓練に参加することで参加者の誘導や訓練補助など、高齢者や障害者などでもですね、参加しやすい環境を心がけたところではございます。また今お話がありました手話通訳者、5名を配置いたしまして、聴覚障害者の方への配慮も行っているところでございます。

障害者団体等に対する訓練参加の案内についてでございますけれども、従前からですね、現時点では聴覚障害者協会にのみ案内を送付してきてるところでございます。こちらは聴覚障害者協会のほうから積極的にそういう参加のお話があり、そういう経過があって今、御案内を差し上げてるところで、他の障害者団体については現時点では周知をしてございません。今後検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 市内には、参事もよく御存じのとおり多くの障害者団体がありますので、障害当事者の方が参加されやすい環境づくりに取り組んで、まずはそこに取り組んでいただいて、環境が調い次第、ぜひとも他の障害団体の皆様への御案内もお願いしたいというふうに思います。

9月1日の当日ですけれども、曇り空であったとはいえ、湿度が高くて、歩いているだけでもじんわりと汗ばむような、蒸し暑くてですね、残暑厳しい中での訓練であったため、地域住民の方の中には、体調を崩してしまうのが心配で、参加を見送った方もいらしたのではないかというふうに思います。もちろん災害というのはいつ起こるかわかりませんので、暑い中での訓練の必要性も認識しておりますけれども、先ほど総合防災訓練の中で、地域が防災と減災に取り組む意識を一つにする機会を設けることを目的として実施されているという御答弁をいただきましたので、地域住民の参加を最優先に考えれば、総合防災訓練を9月1日の防災の日になんだ第1日曜日ですか。今までは実施されていますけれども、もう少し時期を、秋風が吹くというか、今の時期よりも涼しい10月ごろに実施するなどの日程変更の検討をされてもよいのではないかというふうに思うんですが、市の御認識を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 総合防災訓練につきましては、国の定める防災週間に合わせまして、毎年、9月の第1日曜日に実施してきているところでございます。

残暑厳しい時期であるというのは承知してるところでございますが、今回実施した総合防災訓練におきましても、熱中症対策といたしまして、会場内5カ所に給水ポイントを設置するとともに、体育館に5機の大型扇風機を配備したほか、閉会式での来賓紹介を省略させていただいて、来賓ボードでの掲載といたしました。また高温等により熱中症の危険があると判断される場合につきましては、市民参加型訓練の時間の短縮についても事前に構築をして実施をしたところでございます。

なお、昨年の防災会議におきましても、この暑さ対策として、実施時期の再考についての御意見が出ておりました。ということで、今年度は参加された37機関に対しまして、事前に実施日の変更に関するアンケート調査というのを行っているところでございます。

これによりますと、例年どおりこの9月の第1日曜日を希望するという機関が21機関ございまして、その他9月の日曜日に希望するというのが10機関ということで、現状参加されてる機関で申し上げますと、またその市民の皆様もそうなんです、9月の第1日曜日の実施が定着してんだらうなというふうに考えるところでございまして、年間行事計画に混乱を及ぼす可能性もありますので、変更につきましては、各機関との綿密な調整のもと、少し長期のスパンで考えていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 参加機関にも、アンケート調査もされたということですが、調査の結果では9月実施を希望されている団体が多かったようではございますけれども、これもその年間計画、さまざまな団体、年間計画を立てておりますので、それによって実施日、変更されては計画が崩れてしまうからというさまざまなことがあるとは思いますが、ぜひ防災会議でも、その実施時期の再考についての御意見が出ておりますので、参加された方が一般市民の方も含めて、熱中症で体調を崩すことがないように、関係機関と調整、御対応をお願いします。

先ほど伺ったその多岐にわたる総合防災訓練の訓練内容の中で、マンホールトイレ取り扱い訓練、市民参加型ですか——について伺いたいと思います。

このマンホールトイレのなんですけれども、災害時に水道が不通となってトイレが使用できない場合に備えて避難所となる小中学校に災害対策用マンホール式トイレの設置が進められました。実際に、この訓練ですから、マンホールのふたをあけて設置するなどの訓練について、先日、他の議員の御答弁で各避難所に初動要員として職員の方が10名ほどいらっしゃるということでしたので、今回の第三中学校での総合防災訓練では、第三中学校担当の初動要員の職員の方が中心となって、マンホールトイレ設置訓練が実施されたのか、確認をさせていただくとあわせて、設置訓練にも地域住民の方が参加されたのか、確認をさせていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） マンホールトイレの訓練の関係ですけれども、防災上の分掌が決まっておりますので、その中で、災対環境部環境班、ここの指導のもと災対社会教育部学校避難所班と災対学校教育部学校班、それと今お話があった三中初動要員により設置訓練を実施してるところでございます。また地域住民につきましては、その設置後の展示と取り扱い説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今伺ったその災対、各部の災害時の対応として班分けをされている職員の方々ですよね——が設置訓練、初動要員の方とともに設置訓練をされたということですが、スムーズな避難所運営を進めるためには、職員の方だけでなく、地域住民、市民の協力が不可欠ですので、ぜひとも次回からでも、その後も結構ですけれども、マンホールトイレの設置訓練に地域住民の方が参加できるようにお願いしたいと思います。

また地域住民の皆さんは、今の御答弁だと設置後に説明を受けられたというふうにおっしゃってますので、伺いたいんですが、総合防災訓練が実施された第三中学校は、プールの近くのバックネット裏という、非常に会場の端でしょうか。わかりづらい場所にマンホールトイレが設置されておりましたので、参加された市民の方がなかなか気づかないというか、わかりづらい場所だったのではないかと思います。そこで、御答弁をされていたように、設置後に説明を受けに来られた地域住民の方はどのくらいいらしたのか伺うのとあわせて、

設置する際の課題などについても伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） マンホールトイレのあの場所に来られた市民の方は、3名だったという報告を受けております。

今後、会場配置する案内版とかパンフレットなどによりまして、誘導しやすい内容にしていきたいと考えてございます。また、設置する際の課題等についてでございますけれども、被災者がマンホールトイレを安全・安心に使用でき、要配慮者や衛生面などに配慮した設置が望ましいと考えておりますけれども、どうしても平時の際の施設利用が優先されることもございまして、マンホールトイレが必ずしも使いやすい場所に設置されていないなどが課題であると考えておりますので、今後、訓練の中で、そういった使いやすくなるような工夫に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 当日の参加者が約800名で、一般参加者が、自治会も合わせて約159名のうちの3名ですからね。何とも言えないんですけども、本来であれば、展示されたマンホールトイレの説明を受けた後に、住民の皆さんから御意見などいろいろどうですか、このマンホールトイレ、ここに設置してありますけど、使い勝手よさそうですかとか、さまざま地域住民の方も御意見あると思いますので、御意見を伺って、その設置場所の課題を明らかにしていくというのが理想的ですので、先ほどの御答弁で、この市民参加型訓練の3班に分けて、訓練をされたというその内容の中に、例えば加えていただくとかね、またもう一点この新たな取り組みとして、東大和防災フェスタで行われているスタンプラリーのように、スタンプをそろえるために、全てを回るという、そういった参加された方が、自由に回りやすい工夫っていうんですか、そういうものもぜひ御検討いただきたいというふうに思います。せっかくこう設置、皆さんが暑い中設置して、3名の住民の方しか見に、説明を受けないっていうのは非常に残念でありますので、ぜひ御検討くださいますようお願いいたします。

マンホールトイレの設置場所について、私なりにいろいろと見させていただいて思ったことがございますので申し上げますと、マンホールトイレ設置されている場所、下がアスファルト敷きなんです。手すり付きのトイレの便座を設置しますので、もちろん足元がアスファルトですから、靴が汚れたりしませんし、また例えばちょっと汚してしまった後でも掃除することができるので、衛生面では土よりも、衛生面が保たれてよいのかなというふうに思いますけれども、便座が移動しないようにとめるとめ具ですか、それを固定することができませんでした。

手すりを持って立ち上がるときに、少しでもずれてしまうとですね、バランスを崩して、転倒の危険性もありますので、これはですね、第三中学校だけの問題ではないと思いますので、ぜひとも早急に調査をしていただいとめ具が固定できるような対応をお願いいたします。

また先ほど御答弁いただいた中でも必ずしも使いやすい場所に設置されていないというふうにおっしゃっていましたが、車椅子で利用できる広めのマンホールトイレ用多目的テントですか。一般的なテントよりも少し大き目のテントなんですけど、使い勝手のよい適切な場所に設置しなければならないところ、第三中学校では残念ながらなんですけど、適切な場所が見当たりませんでした。

仕方なく皆さん、設置訓練をされてる皆さんが一番手前に、一番入り口というか、一番手前に設置されていたんですけども、テントをロープで固定をしますと、足元がロープにひっかかってしまって、一般のトイレに行くのが困難な状況でしたので、これも改善が必要だというふうに思います。

また車椅子でも、先ほど申しあげました多目的用テントなんですけれども、あけ閉めをするときに、これチャックがついてるんですが、入り口となる面の周りについてるんですね。そうしますとあけるときは、下から上へ、そして横へと。閉めるときは、上の横から横へ広げて、また下へと。移動させるタイプなので、車椅子に座っていてもあけ閉めができません。

このように避難所となる市内各学校、もしくはほかにも設置されている災害対策用マンホール式トイレの設置場所と、またそのテントなどを含めてですね、改善点が多いのではないかと思います。そこで設置場所についてなんですけれども、何を優先してどのような検討をされたのか伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今さまざま御提案というか、お話をわかりました。基本的に標準仕様のもので、細かい部分については私どももう一度、内容を確認しながら改善ができるところについては進めてまいりたいと考えてるところでございます。

今の設置場所のことで、何を優先しということだったんですが、市内各学校に設置されている災害対策用のマンホールの設置場所につきましては、設置してあるものが貯留式のもので、使うときには仮設トイレ用の管路内に水をためて貯留弁をあけて一気に流すことで、管路内にたまった汚物を下水道本管のほうに流す仕組みとなっております。このためマンホールトイレの使用には、水の供給が当然必要になります。給水方式といたしましては、水道が断水した場合の代替として、プールの水の活用を想定しておりますことから、プールに近いこと、それとあと公共汚水ます等に接続が可能な場所というのを優先的に検討して、設置場所を決定したものでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 各避難所でのプール、小中学校ですけれども。プールに近くて、設置場所が決定された中で、例えば便座のとめ具が固定できるよう対応していただくのに、車椅子でも利用できる広めの多目的用テントの設置場所などは、避難場ごとに決める必要があると思いますけれども、配置箇所というんですか、そういった決まりがあるのかどうか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 各小中学校に設置したマンホールトイレにつきましては、1施設につき5基が設置できるようになってございまして、このうち4基は、等間隔でトイレを設置することになっておりますけれども、その一基について、今お話があった車椅子でも利用できる広めのテントが設置できるように、この1点だけ広く間隔がなっていて、そういう意味で設置場所が決まってしまうところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） その決まってる場所というのは、何かこう例えばマニュアルとか、そういうものに記載されてるんですか。例えば、なぜかという、今回の第三中学校でも、どこにその多目的用テント、要するに車椅子を利用される方のトイレの便座をどこに置いたらいいのかっていうのを、皆さん非常に迷っていらっしゃったみたいなので、そういったしっかりと、明記されているものがあるんでしたら教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） これは一般の仕様書上の形で、貯留弁の一番近くに、一番大きなテントが設置できるように決められているということでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 一番貯留弁の近くという、今回は一番プール側に近い奥ということでもよろしいんでしょうか。貯留弁っていうのは、マンホールのふたをあけて、水が通れるように、上にレバーを上げるところが貯留弁だと思うんですが、その貯留弁の設置してある隣に置くというような認識で今お答えをいただいたと

思うんですけども、そうだとすると第三中学校で申し上げれば、入り口ではなく一番奥だと思うんですね。

一番奥に例えば設置をしますと、バックネットもあり、壁もありで、車椅子を利用される方が到底そこを通ることはできませんので、ぜひまたちょっと再度確認をしていただいて、その点は御答弁は結構ですので、御調整のほどよろしくお願いをいたします。

今このようにさまざま申し上げましたが、訓練の実施によって明らかになった課題に対して、しっかりと取り組んでいただいて、一つ一つですけれども、積み上げていくことが災害への備えとして重要なポイントとなりますので、ぜひとも迅速な御対応をお願いし、次の自主防災組織の整備及び活動状況はについて伺いたいと思います。

平成31年3月現在で41団体というふうに御答弁をいただきました。そこで、41団体の内訳を教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 自主防災組織41団体の内訳でございますけれども、自治会が31団体、マンション管理組合が9団体、その他として自治会等の協議会組織が1団体。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 以前、私、同様の質問もさせていただいた際なんですけど、平成26年の1月末現在で33団体という御答弁をいただきました。5年前なんですけど。その約5年間で8団体ふえていることになります。そこで、自主防災組織の整備に向けて、平成23年度から毎年度実施されている防災モデル地区事業の実施状況を伺うのと、私が以前、伺った平成26年から過去の5年間で、防災モデル地区事業が実施された地域の中で、自主防災組織がどのくらい立ち上がったのか伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 防災モデル地区事業の実施状況でございますけれども、平成23年度から毎年度、地域を変えて実施しておりまして、奈良橋地区、狭山地区、新堀地区、上北台地区、仲原地区、蔵敷地区、向原1丁目から3丁目の地区と立野地区、向原4丁目から6丁目の地区で、これまで実施してきております。また平成26年度から、平成30年度までに実施した防災モデル地区事業をきっかけとして、実際に自主防災組織が立ち上がったかという御質問だと思いますけども、これまでのところそういった組織は立ち上がってございません。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 防災モデル地区事業、各地で取り組んでいらしてはいますけれども、なかなかその自主防災組織として立ち上がるには、じゃこの8団体というのは、特に防災モデル地区事業の実施地域ではなくて、例えばマンションの管理組合であったりとか、自主的に——自主的にという言い方はちょっと語弊があるかもわかりませんが、自主防災組織を立ち上げようという機運が醸成されて、立ち上がったのだというふうに捉えました。

そうすると、今後、地域防災力の向上を図るのに、それぞれの組織について、市は活動状況などを把握して、情報発信を行っていただきたいというふうに思うんです。というのも、なかなか自主防災組織が、5年で8団体が多いか少ないかっていう議論もありますけれども、なかなか自主防災組織として立ち上がっていただく地域が少ない中、そういった活動の状況なども発信する必要があると思うので伺いたいんですけども、その現状というのは御答弁のあった防火防災訓練届出書で把握されているというふうなことでしたけれども、自主防災組織間、お互いの活動状況ですとか、情報交換の場づくりというのが、今後の地域防災力の強化には必要ではないかというふうに思います。そこで、地域防災リーダーとして活動されてる方々の横のつながり、同じ志、地域防災をぜひ向上させようという、そういった同じ志を持つ者同士の情報交換や意見交換の場づくりの検討

状況について伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 地域防災力の強化のため、自主防災組織間による情報交換や意見交換等の場についてということでございますけれども、私どもとしましては自主防災組織の活動や活性化には、大変必要なことだというふうに受けとめてはございます。これまで防災訓練の合同実施とか、イベントの際に合流できないかと、いろいろちょっと考えてはみましたが、結局、実現には至っておりません。引き続き研究をしてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 情報交換や意見交換の場づくりに関しては、私、以前にも申し上げて検討をしていただいているようではございますけれども、なかなか実現には至っていないということですので、地域防災力の強化と自主防災組織の活動の活性化につながる取り組みとして、ぜひとも他市の取り組みなども研究していただいで進めていただきますよう要望し、次の防災士など、防災リーダーの育成はについて伺いたいと思います。

防災士の育成については、取り組んでいらっしゃるという御答弁でした。そこで、当市で活動されている防災リーダーの役割ですか、あと位置づけについて伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 当市の防災リーダーの役割、位置づけということでございますけれども、防災リーダーには複数のタイプが存在すると認識してございます。1つは組織の代表者として、組織をまとめて、自主防災活動全般を見渡しなが、地域を牽引するタイプというふうにご考えてございます。2つ目が、特定の活動の中心となって、具体的な防災活動の中心となるタイプですね。それから、3つ目が専門的な見地により、組織の内外から自主防災活動に対しアドバイスをしたり、自主防災組織間を結びつないで、調整役となるようなタイプ、こういったものがあると考えてございます。こうした複数のタイプの防災リーダーが、バランスよくいることが理想だと考えているところでございますけれども、当面、担当としては、組織を牽引するタイプや、具体的な防災活動の中心となる方、こういう方を基本的に育成ができればということをご期待しながら、今東京都主催の研修会等を御案内してるところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今、東京都主催の研修会、御案内というふうな御答弁でしたけれども、この研修会ですけど、防災市民組織リーダー研修会だというふうに思うんですが、その研修会の内容を伺わせていただくのとあわせて、この研修会、継続的に実施をされてる、単年度ではなくて、継続的に実施をされている研修会でありますので、今まで当市から研修会に参加された、防災リーダーとして活動されてる方がどのぐらいいらっしゃるのか伺うのと、またその研修会終了後の活動について、例えばですけれども、具体的な防災活動の中心となるタイプが育成されることを期待するという御答弁をされてますので、例えばですよ、総合防災訓練ですとか、避難所体験訓練など、地域の防災訓練の際に、中心的な役割を担っていただいているのかどうか、活動状況を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都主催の防災市民組織リーダー研修会の内容についてでございますけれども、平成30年度の実施内容で申し上げますと、2日間の日程で、大規模地震時に地域で生じる被害、影響、大規模地震後における災害対応の流れ、多様な被災者、要配慮者への配慮、避難生活における課題と留意事項、災害対応上のリーダーの役割、地域防災力の向上に向けたリーダーとしての準備といった内容で実施されているところでございます。

この研修会には、当市は平成23年度から毎年度、自主防災組織に対して御案内を差し上げておまして、平

成30年度までに参加された延べ人数で申し上げますと66人になります。研修終了後の活動状況についてでありますけれども、主に御自分の所属する自主防災組織の活動を牽引し、また市の事業を地域で実施する際の調整役などを担っていただいていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） その研修会を受けられたその66の方が、防災リーダーとして41団体ですか、今その自主防災組織の中で活動されているということになります。そのうち31団体は自治会というふうに御答弁を先ほどいただいたんですけども、その自治会についてなんですけど、役員が1年ごとに交代される自治会が多い中で、自主防災組織の活動を牽引していただいている防災リーダーの方は、1年とは言わずに引き続き自主防災組織の活動を担っていただいているのかどうか確認をさせていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） 研修を受講された方々が、引き続き自主防災組織の活動を担っているのかということでございますけれども、詳細まではつかんではおりません。自治会等の自主防災組織として、例年、同水準の防災訓練を実施しておりますので、組織内の活動にかかわっているのではないかとというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） ぜひそういった防災リーダーが、多ければ多いほどいいという言い方は失礼だと思うんですけども、その防災に関していろいろと知識を持ってる方を、地域の中でふやしていくというのは非常に有効だと思いますので、ぜひともお取り組みのほどよろしく願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。防災活動を中心的に取り組む人材の育成が課題との御答弁でした。そこで、今はまだ取り組んでいच्छゃらない防災士の育成に、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいのですが、防災士の役割と、他の自治体での防災士育成の取り組み状況について教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格でございます、自助・共助・協働を原則として、かつ公助との連携充実に努め、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらにそのために十分な意識、知識、技能を有する者として認められた人であるとされております。令和元年8月末現在で、17万7,269名の防災士が認証されているというふうに伺っております。他の自治体では、都道府県で25団体、区市町村では33団体が、この防災士の養成研修というのを実施しているところでございます。当市といたしましては、当面、近隣市の動向などを注視しつつ、研究に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今その近隣市の動向を注視ということですが、近隣市で申し上げますと、立川市では民間資格である防災士の資格取得にかかる費用を補助しています。そこで、立川市で実施されている補助事業の詳細を伺うのとあわせまして、当市でも同様の取り組みの実施についての御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 立川市が実施している補助事業でございますけれども、個人の受講者に対してではなくて、うちでいえば防災組織ですね、防災組織が対象の補助金になります。各年度先着4名までで、1組織につき各年度2名までの範囲で補助するというふうになっておりまして、補助内容につきましては、講座受講料5万3,000円、資格取得受験料3,000円、防災士登録料5,000円の資格取得にかかった費用が出るとのことでございます。

防災リーダーの育成につきましては、女性リーダーの育成も含めまして、取り組まなければならない課題で

あるというふうに認識はしておりますけれども、資格取得にかかわる補助制度につきましては、ちょっと現時点では必要性の有無も含めて研究していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今、個人の受講者が対象ではないというふうなことですけれども、当市でも自主防災組織の方を対象に資格取得経費の合計、これ足しますと1人6万1,000円なんですけど、それを、立川市は4名ですから、市の人口ですとか財政規模を考えると、当市では1名から2名ぐらいですか。ぜひ補助制度を導入して、地域から防災力向上の活動の牽引役として活躍していただける女性リーダーを含めた人材の育成に努めていただけますように要望いたしまして、次の項目の小中学校の防災教育についての現状及び対象はについて伺います。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

午後 3時52分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（二宮由子君） 小中学校の防災教育についての現状及び対応はについてです。

各学校の学校安全計画に基づいて、安全学習と安全指導を行っているという御答弁でした。防災教育において、児童・生徒の年齢や地域などに応じて身につけるべき防災知識は何なのか。また、どのような内容を、どの順番でわかりやすく指導するにはどうしたらよいのかとか、特色ある学校教育の一つとしてとられている学校と、そうでない学校との温度差をどのように補っていかれるのかなど、当市の防災教育の進め方について伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 小中学校において身につけるべき防災に関する知識についてでございますが、東京都が作成しております安全教育プログラムにおいて位置づけられている必ず指導する基本的事項について、発達段階に応じた安全指導を行っております。例えば集団で避難するときの約束や、避難経路、避難場所を確認すること、火災や地震の危険について知り、対処の仕方を確認することなどがございます。

また、防災教育の教材としまして、東京都から全児童・生徒に配布しております防災ノートが、下学年、上学年、中学生と対象学年を分けて配布されております。その活用により、発達段階に応じた系統性のある指導が行われているという状況でございます。

地域の実態に応じた指導としましては、時期や地理的な特徴を踏まえて、朝の会や帰りの会などの一声指導を工夫して行う日常的な安全指導や、避難訓練やセーフティー教室などの安全指導を行っております。

安全教育は、災害安全、生活安全、交通安全の各領域における指導内容が多岐にわたっておりますが、児童・生徒が危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質能力を身につけるために、全ての学校において特定の領域に偏ることなく、バランスよく計画的に実施できるよう努めているところであります。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 今御答弁のあった集団で避難するときの約束ですか。これ、押さない、駆けない、しゃべらない、戻らないという、「おかしも」ですか——のほかにもいろんな約束事というのがありまして、例えばエレベーターに乗るときの約束では、入る前は周りをよく見て、さっと乗ってボタンの前へ、みんなで乗ろうエレベーターっていう、「はさみ」と言うんですか。ですとか、みずからの身を守る約束として、知らな

い人についていかない、知らない人の車に乗らない、大きな声を出す、怖かったらすぐに逃げる、どんなことがあったのか知らせるといふ「いかのおすし」、これは有名ですけども——など防災に限らず、児童・生徒の安全を確保する上で、重要な行動につながりますので、年齢に応じた適切な安全指導をお願いいたします。

今伺った防災教育の指導、訓練に関してですけれども、当市では主にどの教科で実施をされているのか伺うのとあわせて、防災に関する施設見学などの体験学習は防災教育を進める上で重要な取り組みですので、その位置づけについて教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 避難訓練や防災訓練につきましては、特別活動の一つである学校行事として位置づけております。また消防署等、身近な施設などの仕組みや働きにつきましては、社会科で学習しております。市内におきましても、北多摩西部消防署を初め、立川防災館、東京臨海広域防災公園などへの施設見学を校外学習として位置づけている小中学校がございます。

以上でございます。

○**3番（二宮由子君）** 市内の小中学校の中で、施設見学を校外学習と位置づけている学校と、そうでない学校があるようです。防災に関する施設見学などの体験学習というのは、児童・生徒に災害発生の実態や、その原因、また要因について理解を深め、災害からみずからの命を守るために必要な事項についての理解ですとか、的確な行動がとれるよう身につける学習として大いに期待されるものです。さらには進んでほかの人の役に立てる能力を養うなど、防災教育のかなめとなる取り組みですので、ぜひとも当市全ての学校で施設見学、体験学習ですか——の実施に向けて御検討くださいますようお願いいたします。

とはいえ、児童・生徒の移動に関する時間と経費などを考えますと、なかなか難しい点が多いのではないかと伺います。そこで、現在活用されている防災ノートという教材に加えて、授業内容に厚みを持たせる教材として、国土交通省が平成30年3月8日に開設をしました防災教育ポータルというものを活用されてはいかがでしょうか。その防災教育ポータルというのは、防災教育に取り組む際に役立つ情報ですとか、コンテンツですか——として取り組み内容や授業で使用できる教材、またその防災教育の事例なども紹介しています。当市の防災教育の教材として、ぜひとも参考にさせていただければと思います、活用状況とあわせて御見解を伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 国土交通省の防災教育ポータルのコンテンツにつきましては、各学校における防災ノートを活用した安全指導を進める上で、参考として活用できるものと認識しております。各学校における活用状況につきましては現在把握しておりませんが、さまざまな情報が得られるようになっていることから、学校におきましては、必要に応じてこのサイトの活用も図れるものと考えております。

以上でございます。

○**3番（二宮由子君）** 活用状況、把握されてないということですが、ぜひ御紹介も含めて御案内していただければというふうに思います。

次に、地域との防災連携はについてです。御答弁のように、さまざまな地域と連携した防災訓練を実施されている学校があるとのこと。そこで、1日の総合防災訓練での中学生の参加状況と訓練内容について伺います。また、各学校での地域との防災連携の具体的な取り組みを伺うのとあわせて、その保護者との連携ですか、PTA活動を通じた防災連携について伺いたいと思います。

○**総務部参事（東 栄一君）** 総合防災訓練での中学生の参加と訓練内容についてでございますけれども、第三中学校で希望した生徒30名ほどが市民参加型訓練を体験したほか、総合演習の初期消火、バケツ消火にも参加し

たところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 地域との防災連携の具体的な取り組みにつきましては、第一中学校が地域合同防災訓練として、地域住民や学区内の消防団、北多摩西部消防署等も参加して応急救護訓練、避難所設営訓練、初期消火訓練等を行っております。

また、第二小学校第二中学校の一部の児童・生徒が、南街・桜が丘地域防災協議会総合防災訓練に参加していたり、第九小学校が学区内の自治会が主催し、学校を会場とした避難所マニュアル体験等に協力したりしている状況がございます。

P T A活動が連携した取り組みとしましては、第二小学校、第二中学校のP T Aが先ほど申し上げた南街・桜が丘地域防災協議会総合防災訓練において、炊き出し等を行ったと聞いております。

以上でございます。

○**3番（二宮由子君）** 今回、第三中学校の生徒ですか、希望された生徒が総合防災訓練に参加されたとのことですので、今後、地域の防災訓練などにも参加者を募っていただいて、積極的に地域の方々と交流を図り、自分たちでもできることなど、ともに助け合う共助についても学びながら、新たな担い手として活動の幅を広げ、将来的にはその地域の防災リーダーとして活躍していただければと期待しております。またその地域との防災連携の取り組みでは、第二小学校、第二中学校のP T Aの方々が訓練に参加された、炊き出しですか、訓練に参加されたとのこと。地域との連携で、保護者の方が加わることによって、顔の見える関係性を築くことができますので、ぜひともほかの学校でも、地域と保護者、またP T Aとの防災連携に取り組んでいただけますようお願いをいたします。

次に、教職員向けの防災研修の実施はについてです。

東京都教育委員会主催の講習会に、毎年度、各学校から代表者1名が種別を選択して参加されているとの御答弁でした。安全指導の指導には、先ほど御答弁をいただいた交通安全ですか、さまざまな交通場面における危険を回避するという交通安全と、日常生活で起こる事件、事故に対処する生活安全、またさまざまな災害発生時における危険に対処する防災安全の3種類全てが重要ですので、1つを選んで受講している現状を見直していただいて、ぜひ今後の課題でおっしゃっていた、一人一人の教員が防災に関する指導力を高めるというふうにおっしゃっておりますので、少なくとも各学校から受講者をもう1名ふやしていただき、防災安全の講習会を毎年受講することで、指導力の向上が図られると思いますが、御見解を伺うのとあわせて、その受講後の対応ですね。教職員への講習内容の伝達等の情報共有について教えてください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 毎年全ての学校の代表者が、防災安全に関する研修を受講することにつきましては、指導力向上にもつながるものと認識しております。東京都の講習につきましては、適時適切な研修内容を設定しており、今年度は3つの領域を選択して受講しましたが、昨年度は防災に関する領域のみの研修であり、全ての学校の代表者が受講しております。講習内容の伝達につきましては、各学校からの報告を教育委員会が集約し、東京都教育委員会へ報告しております。今年度につきましても、各学校からは参加した教員が講習会資料等の配布及び説明を行うとともに、講習内容を踏まえた各学校の安全指導計画等の見直しと改善が行われたと報告を受けております。なお、本講習会は、会場等の関係から各学校1名のみの参加とされております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 会場の関係で1名ということですから仕方ないですけども、安全指導計画に反映されている学校もあるとの御答弁ですので、ぜひともその慣例に縛られずに、新しい取り組みなど柔軟に対応していただけるよう要望し、次のジュニア防災検定導入の考えはについて伺いたいと思います。

ジュニア防災検定に関しては、平成26年第1回定例会で、当市での導入を御提案をさせていただき、この御答弁としてね、校長会を通じて紹介してくださるとの御答弁でした。5年経過をして取り組みがなかなか進んでない状況ですので、今回改めて伺っております。他の自治体の実施状況を踏まえて改めて研究との御答弁で、ニュアンス的に前回よりも後退しておりますので、再度この場で御提案させていただきたいと思います。

市全体の、当市全体の防災力の向上を考えた場合に、防災教育を進める上で、児童・生徒はその教えられる側だけでなく、その年齢が上がるに従って、教える側に立つことも視野に入れて、将来の担い手として育てる防災教育の推進が、地域防災力の向上に重要な取り組みであるというふうに思っています。そこで、ジュニア防災検定のように、検定料としての費用は掛かりますけれども、資格取得までのステップとして、一般的な筆記試験だけでなく、事前課題から事後課題までの3つのステップを通じて、子供たちが日常から防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え、判断し、行動できる防災力の育成や、生きる力というのが身につく取り組みですので、生徒会活動やボランティア活動の一環として、ぜひとも柔軟な対応で取り組んでいただきたく、御見解を伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） ジュニア防災検定の趣旨につきましては、児童・生徒を通して地域防災力向上に役立つものと認識しております。市としての導入につきましては、さらなる研究が必要であると考えておりますが、現在、学校においては新しい学習指導要領を踏まえた新たな教育課程等の編成に着手しているところでありますので、その際の検討の一助となるよう、校長会等を通して改めて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（二宮由子君） 紹介から周知、改めて周知していただけるということですね。ぜひとも、よろしくお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

地域と連携した防災教育の充実が図られるよう、学校への支援に取り組むという御答弁でした。そこで、学校への支援の具体的な内容というのを伺いたいと思います。また、それとあわせて、地域合同防災訓練で、応急救護訓練に参加されている中学校もあるとのことですので、御提案として2点申し上げたいと思います。

1点目は、小学校高学年の子供向けに救急講習を実施して、千葉市の消防局が2015年度から設けている応急手当ジュニアインストラクター制度を参考に、子供たちが同年代の子供たちに応急手当を指導する取り組みですか。その当市の独自の取り組みの実施をしていただきたいという御提案と、2点目として小学生の総合防災訓練への参加です。

これについては、全ての学校、学年での対応というのは難しいと思いますが、今後の総合防災訓練が実施される中学校というのは、もう決定されていると思いますので、予定としてね。例えば、実施予定の中学校区内の小学校高学年、5年生もしくは6年生を対象に、総合防災訓練に参加をし、関係機関が協力した迫力ある演習、今回も非常に迫力ある演習を見学させていただきましたけれども、その演習を見学することで、災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助、共助の重要性の理解ですとか、地域防災の新たな担い手として育成するなど、いろいろな学習機会が多い中で、防災に対する意識を高める取り組みとして効果が期待されるも

のだと思います。また、その児童を保護者に引き渡す訓練を同時に開催することによって、総合防災訓練に保護者の参加が見込まれ、地域防災力の向上が図られますので、ぜひとも御検討いただきたく、御見解を伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 教育委員会としましては、各学校における地域と連携した防災教育の取り組み状況を把握し、効果的な取り組みについて他の学校に周知するとともに、地域と連携した防災教育を教育課程において編成する際には、その目標、内容、指導方法等について、学校に指導、助言するなど、支援してまいりたいと考えております。また、防災安全課等の関係各部署や消防署等の関係機関との連携を図りながら、地域と連携した防災教育に関する情報収集を行い、必要に応じて学校に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**総務部参事（東 栄一君）** 千葉市消防局の応急手当ジュニアインストラクター制度を参考にした本市独自の取り組みについてということでございますけれども、救命講習につきましては、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づきまして、各地の消防局、あるいは消防本部が指導しておりますので、東京で言いますと、東京消防庁が中心に進める事業になろうかなというふうに考えたところでございます。今後、東京消防庁につきまして、類似事業の計画があるかどうか、確認や照会をしてみたいと考えてるところでございます。また、それから総合防災訓練に、小学校の高学年が――への参加ということでございますけれども、今回の3第三中学校での訓練におきましても、第六小学校につきましては、全校生徒にチラシを配るなど、また会場近隣へもポスティングを行うなど周知には努めたところでございます。御提案の趣旨のものを実施する場合につきましては、学校と綿密な調整が必要になりますので、実施の可否も含めて検討してみたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○**3番（二宮由子君）** さまざま課題もあるし、綿密な調整も必要だと思いますけれども、今回の質問を通じまして、地域防災力向上の新たな取り組みを御提案をさせていただきました。ぜひともその実施に向け前向きに御検討いただきたく要望いたしまして、最後にその総括として市長の御所見を伺いたいと思います。

○**市長（尾崎保夫君）** いろいろとお話を聞かせていただきました。

地域防災力の強化ということで、防災士とか、あるいはジュニア防災検定ですか。いろんな御提案をいただいたし、またマンホールトイレにつきましても、使い方、場所につきましてもいろいろと御意見をいただいたわけでございますけれども、私ども市のほうも総合防災訓練を初め、避難所体験訓練、あるいは防災モデル地区事業だとか、あるいは防災フェスタですね、いろんなものを実施しまして地域防災力の向上には努めてきているわけでございますけれども、先ほど参加者が少ないとか、いろんな話がありますけれども、やはり対象になる多くの市民の皆さんにどれだけ実際に、防災訓練なりに参加していただけるかっていうことに尽きるんじゃないかなと、そのように思っています。私どものほうで、魅力ある防災訓練、あるいは防災の活動のことを実施したとしても、なかなかそれが伝わらないということがあるのかなというふうに思っております。そういった意味で、これからも小中学生、学校教育の防災教育を初め、総合防災訓練等を通して、東大和市も地域防災力の強化に向けて、さらに精進して頑張っていこうと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○**3番（二宮由子君）** ぜひ、さまざま御検討いただきまして、地域防災力強化に向けてのお取り組みをお願いし、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（中間建二君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、図書館について。

2018年2月15日、東大和市立図書館協議会は、地区図書館の開館日・開館時間の見直しについて、直営を維持しながら可能な見直しを行うこと、見直しは開館日・開館時間だけでなく図書館サービス全体で見直すことなどを求めました。以下、伺います。

①2018年2月15日の図書館協議会の答申に対する市の見解を伺います。

②諮問以降1年4カ月をかけて真摯な議論を積み重ねた結果の答申です。2019年7月3日の図書館協議会で、その他の議題の中で、直営での見直しは難しいとの報告が口頭で行われたと聞きました。一片の資料も文書も示されませんでした。余りにも失敬な態度ではないかと考えますが、事実経過と認識、責任の所在について伺います。

③現体制（市の直営）を維持しながら、清原図書館の開館日の増、全館の祝日開館、地区図書館の夜間開館などに優先順位をつけて、実現可能な範囲で改めて見直すよう求めた答申に基づいて、どのような検討を行ってきたのか伺います。

④図書館へ指定管理者制度は導入すべきではないと考えますが、見解を伺います。

2、女性と子供の貧困対策について。

子供の貧困は大人の貧困です。厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によると、日本の相対的貧困率は15.7%子供の貧困率は13.9%とされていますが、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と突出しています。とりわけ、父子世帯の平均年収420万円に対して母子世帯は243万円です。以下、伺います。

①女性と子供の貧困の実態について伺います。

②女性と子供の貧困の原因と対策について伺います。

③官製ワーキングプアといわれる実態と市の対応について伺います。

3、人口減少下での市政運営について。

市長は、所信表明の中で、我が国は、急速に人口減少や少子高齢化が進展しており、東大和市におきましても、今後、生産年齢人口の減少による市税収入の減少や、高齢化による社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化対策など、多額の財政負担が見込まれており、大きな課題と述べました。

以下、伺います。

①市の対応の基本点について伺います。

②民間委託について伺います。

③公民館などの有料化や国保税などの値上げについて伺います。

④公共施設の統廃合、小中学校の統廃合について伺います。

⑤市の行政改革大綱や実施計画と施策との関係について伺います。

⑥市民との協働について伺います。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地は都営団地の空き地、8.3万平米のほかに保育園用地として4カ所が示されています。市の未利用地としては、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地を合わせて約7,700平米、ほかに市営住宅の空き地があります。福祉の向上に役立てるべきと考えますが、以下、伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みや検討状況について伺います。

以上です。

再質問については自席にて行いますが、大項目で1、2、4、3の順番で再質問を行います。よろしく願います。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地区図書館の開館日及び開館時間の見直しについてであります。平成30年2月15日に図書館協議会から出された答申につきましては、約1年4カ月の間の長期にわたり市立図書館の開館日及び開館時間等の見直しにつきましてさまざまな視点から真摯に議論をしていただきました。現在、教育委員会において、検討が続いておりますことから、その結果に基づいて最終的な判断をしたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、女性と子供の貧困の実態についてであります。市における女性の貧困の実態につきましては、一定の所得以下のひとり親家庭等を対象としました。児童扶養手当の受給者数はほぼ横ばいの傾向で推移しております。また、生活保護の母子世帯数は、各年度末の状況で見ますと、平成30年度末におきましては減少の傾向となっております。市における子供の貧困の実態につきましては、平成30年度、実施しました子ども・子育てニーズ調査におきまして、国で現在検討中の子供の貧困対策に関する指標案に準じた質問項目に対する回答として光熱水費の滞納があったと答えた家庭が5%程度という結果となり、国の公表する数値と同程度となっております。

次に、女性と子供の貧困の原因と対策についてであります。女性の貧困の原因につきましては、一般的に、女性の非正規雇用による就労割合が高いこと。男性に比べ、女性の平均給与が低いことなどが挙げられております。その対策としまして、国や東京都による、ひとり親家庭への児童扶養手当等の手当の支給制度や正規雇用となるための資格取得を支援する母子家庭自立支援給付金などの制度が設けられております。また、子供の貧困の原因につきましては、子供のいる世帯の経済的な状況などの子供の成育環境が大きな影響を及ぼすとされております。その対策としまして、国による幼児教育・保育の無償化や、生活保護世帯を含む生活困窮世帯への支援等の制度が設けられております。

次に、官製ワーキングプアの実態と市の対応についてであります。臨時職員・嘱託員につきましては、職種ごとに資格、経験の必要性に応じて、報酬等の額に差を設けております。また、業務内容により、勤務時間も異なることから個人によって収入の多寡がありますが、このことによって、ワーキングプアに結びつくものではないと考えております。

次に、今後の市政運営に関する課題への対応についてであります。人口減少や少子高齢化が進展する中、持続可能な市政運営を行っていくために、日本一子育てしやすいまち、シニアが活躍できるまちを目指して、

連携施策を推進してまいります。また、市としての魅力を高め、転入者をふやし、また市民の皆様に住み続けたいと思っただけのようなまちづくりを進めてまいります。そして、それらの施策を実施するためには財源の確保が必要となりますことから、継続して、行政改革を行い、歳入の確保、効果的かつ効率的な事務事業の実施、民間活力の導入、公共施設等の最適化などに取り組んでまいります。

次に、民間委託についてであります。持続可能な市政運営を行っていくためには、継続した行政改革を行っていく必要があります。現在、第5次行政改革大綱及び推進計画に基づき、取り組みを推進しております。その中の取り組みの一つであります。民間活力導入の推進としまして、行政サービスの質を確保しつつ、職員以外でも行うことができる業務につきましては、積極的に民間活力の導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、公民館などの使用料のあり方や国民健康保険税などの見直しについてであります。公民館などの使用料のあり方につきましては、第5次行政改革大綱推進計画に基づき、受益者負担の適正化を図るため、現在、使用料・手数料等検討委員会及び検討部会を設置し検討しているところであります。国民健康保険につきましては、財政健全化計画に基づき、一般会計からの赤字補填繰り入れを解消し、制度の安定的な運営を図るため、医療費の適正化、保険税収納率の向上等に取り組むとともに、計画的な保険税の見直しを行ってまいります。

次に、公共施設及び小中学校の統廃合についてであります。公共施設等総合管理計画では、更新費用の財源不足を解消するための取り組みとして、公共施設の延べ床面積の約20%を縮減することを目標としております。今後の厳しい財政状況を見据えた上で、小中学校を含む公共施設の統廃合について検討してまいります。

次に、市の行政改革大綱や、実施計画と施策との関係についてであります。実施計画は第四次基本計画に掲げた目標の達成と。新たな行政需要に的確に対応することを目的として、今後3年間を対象期間として、優先度の高い事業や、継続実施が求められる事業のうち主要なものを選定し掲載しているものであります。行政改革大綱は、第四次基本計画に掲げた適正な行財政運営の実現の推進に必要なものとして位置づけ、市民サービスの向上や効果的・効率的な行財政運営の実現に向けた取り組みを行うものであります。

次に、市民との協働についてであります。平成27年2月に策定いたしました。東大和市職員の市民協働の推進に関する指針に基づき、実行委員会や協議会、講演などにより、市民協働に取り組んでおり、こうしたことを通じまして、市民の皆様への参加の機会や連携が進んでいるものと認識しております。

次に、国有地・都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、令和2年度の取得に向けて、利用計画を策定することが求められておりますが、具体的な検討には至っておりません。都有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園や運動広場などについて東京都と協議を進めているところであります。都営向原団地につきましては、特別支援学校の設置に向けた事業を推進するため、令和元年6月28日に東京都教育庁と市におきまして、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書を取り交わしたところであります。市有地についてであります。みのり福祉園跡地及び2つの学校給食センター跡地につきましては、引き続き検討をしているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、地区図書館の開館日及び開館時間の見直しについて御説明いたします。

平成30年2月15日に、図書館協議会から出された答申につきましては、図書館に対する真摯な思いが込められている内容であり、可能な限りその趣旨を尊重しながら、地区図書館の地域の実情等に見合った適切な見直しが図れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、社会状況や図書館を取り巻く環境やニーズが大きく変わろうとしている状況の中、新たな図書館サービスの展開を図れるよう、答申を参考にしながら、努力してまいりたいと考えております。

次に、令和元年、7月3日開催の図書館協議会におけます報告のあり方についてであります。情報提供の方法や時期につきましては、情報を提供しようとする対象者や、事案に対する検討状況、会議の開催日、日程等にもより適切な方法を考慮して行うべきであると考えております。

図書館では図書館協議会に対し、その時点で確認できる事実を教育委員会の責任のもと、可能な限り速やかに情報提供するよう努めておりますことから、口頭での状況報告となったものであります。

なお、報告のあり方につきましては、既に図書館協議会から答申をいただいている案件のため、その後の検討状況ということから、議題ではなく、報告事項とさせていただいたものであります。

次に、答申が優先順位につけて、直営で実現可能な範囲の見直しを求めていることについてであります。今回の見直しでは、近隣市と比べ、明らかに当市の開館日数、開館日は少ない状況を、社会状況や地域の実情に見合った内容に改善する必要があると考えております。

そのため、どのような開館日等が当市の実情に見合ったものになるのか、図書館協議会へ諮問をいたしました。結果的に具体的な内容は、図書館の総合的な判断に委ねられましたので、図書館としてはこれまでに寄せられている市民の皆様からの御要望、利用者のアンケートの内容、近隣市の状況、図書館の利用状況などを参考とし、図書館として、市民の皆様の説明できる最低限必要な見直し案を検討してきたと認識しております。

次に、図書館の指定管理者の制度の導入についてであります。指定管理者制度は全館に導入する場合と、地区館だけに導入する場合とでは、業務内容や運営方法に置いても大きく異なるものと考えております。指定管理者制度の導入につきましては、サービスを拡充することができ、経費を抑えることのできる有効な手段であると考えておりますことから、慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

1の図書館のところですが、今、指定管理者制度についての教育長の答弁で、全館に導入する場合と地区館だけに導入する場合では、業務内容や運営方法においても大きく異なるということですが、以前の教育委員会の答弁で、地区館だけに導入するということですが、中央図書館に導入しないということは明言できない、地区館での導入の状況を見て、その後に中央館について導入するかどうか検討するという答弁をいただいていると思いますが、この点、確認したいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今議員のほうから御指摘のありましたとおり、今回は地区図書館についてのみの検討ということで、中央図書館につきましては、今後、社会状況等の状況を見てからの判断という形になります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 地区館への指定管理者制度の導入は、中央館には導入しないということではないということですか。これは前にも確認したことです。

それで戻って再質問しますけれども、御答弁で図書館協議会の答申に基づいて教育委員会での検討が続いて

いるっていう答弁でした。しかし、いただいた——資料要求していただきました、この資料の中のことし7月4日の決裁文書で、第5回教育委員懇談会に提出された資料6には、指定管理者制度導入の意思決定はことし8月23日に図書館長から教育委員会に回答し、8月末には市長部局による導入の意思決定となっています。

さらに、今月末には指定管理者選定基準検討部会が設置されて、条例・規則、募集要項、仕様書、協定書等の検討が行われ、来年、第1回定例会に条例案を提出するという予定となっています。

この点、答弁と食い違いますが、説明をお願いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） 7月4日の教育委員懇談会における資料6につきましては、指定管理者制度の導入の検討を、今後も進めていくことになった場合の流れを、条例改正、工程案の概要という形で御説明させていただいたものであります。決裁につきましては、工程案を決定したということではなく、懇談会に資料を提出することを決裁したということになりますので、見直しにつきましては市長答弁のとおり、現在も検討を継続しているということになります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 5月の第4回教育委員懇談会に、図書館長から直営のもとでの開館日、開館時間の見直しは困難なので、民間活力を導入して効果的・効率的なサービス提供を行うとして、具体的手法として指定管理者制度が記載されています。そして7月の第5回教育委員懇談会では、来年2月の条例提出まで工程表に具体的に示されました。このようにしていない、おこなっている、現在とまっている、その理由を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） こちらにつきましては、念のために確認をしておく必要があると思われる事項が生じたことから、慎重に対応させていただいてるということでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 確認しておく事項は何でしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 内容につきましては、中央図書館の検討結果の内容の再確認と、整理の方法、また手続の進め方等の検討についてであります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ちょっとこの項、前へ行ったり、後ろへ行ったりします。

③のところはちょっと移りますが、いただいた資料によると、見直しの内容は、1つは桜が丘図書館を週2日間、夜間開館する。2つ目に、清原図書館の週休を2日から1日に減らす。3つ目に、祝日は閉館せず、祝日の翌日を閉館とする。4つ目に、中央図書館の閉館日を火曜、地区館の閉館日を月曜とするというものだと思いますが、この点、確認します。

○中央図書館長（當摩 弘君） 図書館の見直しの案の内容につきましては、桜が丘図書館の夜間開館を午後7時まで、週2日以上実施すること。清原図書館につきましては、休館日を週2日から週1日にすること。地区図書館は、祝日は開館し、翌日は休館とすることの3点でございます。

中央図書館の閉館日を火曜日、地区図書館の閉館日を月曜日とすることにつきましては、実現できればよいということで考えた一例でございまして、曜日の確定まではしてございません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、新たな人員や経費増を伴わない前提に必要な配置はどうなるのか、資料で検討してあります。

1つは、地区館に2人正規職員をふやして嘱託員を2人減らす。

2つ目に、したがって中央図書館では正規職員2名減で、嘱託には2名増になる。

それから、3つ目に桜が丘図書館の夜間開館のために、超過勤務手当と臨時職員の賃金増が必要になるとされています。この場合、超過勤務手当と臨時職員賃金の増加額はそれぞれ幾らと試算しているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 夜間開館に伴います超過勤務の額につきましては、平成30年度の実績をもとに推計しますと年間約59万8,000円となります。臨時職員の賃金につきましては、時給990円として計算しまして、年間約24万8,000円となります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これ足して84万円ぐらいですかね。

新たな経費増を伴わないと言っても、この程度は経費ふやして構わないんじゃないでしょうか。

それから、いただいた資料で、地区図書館の人員、諸経費の増に対する中央図書館の対応についてという文書があります。2019年3月13日に作成されたと思われるものでは、中央図書館の正職員数は12名で、全体での嘱託員数は11名となっています。ところが、4月18日に作成されたと思われるものでは、嘱託員数は変わりませんが、中央図書館の正職員数が16名となっています。4名も違うわけですけども、説明を求めます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 議員、お手元の3月13日のと、4月18日付の資料につきましては、シフト表が作成されておりませんで、数字だけのものだったので、どこまでの職員を数に入れてるかがわかりにくいものになってございました。3月13日の資料の12人につきましては、中央図書館で勤務する職員の実数で、職員定数が現在15人ですが、こちらから担当主査1人と病休の職員1人、それから欠員の1人を除いた12名ということになります。

それから、4月18日の資料の16人につきましては、組織定員上の定数とは異なっておりまして、現在、組織定員上の人数が15人ですが、加えて短期再任用の職員を1人含めた数となっております。こちらは中央図書館として、見直しに必要な職員体制ということで考えたものになります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そうすると、現在12名で定数は15名と、病気による休職者が1名いて、定員割れが1名いるということでした。

先ほど新たな人員や経費増を伴わない前提で、地区館に2人正規職員をふやして、嘱託員が中央図書館に来るということが必要になるってことですが、15名なんですか、16名なんですか、ちょっとわかりませんが、3名ないし4名多い、4月18日作成の定数で考えれば、十分に対応できるって結果になるんじゃないかと思いますが、その点の見解を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず一つ、確認をさせていただきたいと思うんですが、3月18日、平成30年度の場合は欠員は1人で、今年度に入りましては欠員は2人という形になっております。

それで、御質問の16人で定数等が確保されれば見直しが可能ではないかという御質問だと思いますが、欠員分につきましては、現在も中央図書館のほうは人手がかなり不足してる状況ですので、欠員につきましては中央図書館で仕事していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今、中央図書館、正規職員12名で回っていて、15名になると。そこから2人出すと。それが、どうしても不可能だっていう結論にはならないんじゃないですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館におきまして、今検討してきたのは、2人の職員を1人ずつ地区館に異

動させて、正職3人ずつでやっていくという内容のものになっております。今、欠員が2人という状況ですので、その状態がずっと続いていくことになるというふうに考えます。欠員は2人ですけどもね、その2人がいない状態がずっと続いていくわけです。要するに2人、地区館に行っちゃいますんでね。そうしますと、もともと2人いなくても大丈夫だったということになればですね、これは今まで2人多かったってということにもなりかねませんし、そんなことはないというふうに思っております。実際に職場には支障が出始めている状況もありますので、例えば幾つか試行をやってきてるんですが、職員からは選書に関して、ほかの業務と重なった場合に支障が出るので日程調整が大変であるとか、ほかの業務と重なると欠席になってしまうので業務が終わらないとか、選書日は休みづらいとか、また職員会議を減らしていることに連絡、連携不足が生じているとか、そのような意見がもう既に出ているわけです。ですので、今の中央の職員が2人、異動してしまうことは、今よりも、今の状況より休みもとりにくくなりますし、ゆとりのなくなる職場になってしまうと。そういうことは管理職としては容認できませんし、職員に無理をさして疲弊して続かなくなる。職場がもたないと。そういうことは避けなければいけませんので、2人を異動させて、それぞれ地区館に持っていくというのは、非常にそれはできないというふうに考えたところでございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 今2人って言いましたけど、欠員2人と病欠1人で合計3名でしょう。その3名が、3名をきちっと手当して、2人、地区館に派遣することができないから指定管理にするというようなわけですね。そうすると、現行12名、定員が15と言いましたけれども、15名割れの状況というのはどれぐらい続いているのか伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) まず、平成30年度に欠員が1名になりまして、今年度から欠員は2名という形になります。あと現在、定員外ということで再任用短期の職員と、あと担当主査が配属されておりますので、何とか現場のほうは回せてるというような状況でございます。

病欠の職員も1名、約1年前になります。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 私は、今の答弁を伺っていても、きちっと定数を確保した上で、どうしても直営でできないという結果になるとは思えませんので、もう一度詳細な検討をしていただくよう求めておきます。

後にまた、この内容のところには戻ってきますけれども、②のほうへ移ります。

それで、教育長の答弁で、答申について図書館に対する真摯な思いが込められている内容であり、可能な限りその趣旨を尊重したいという答弁をされました。しかし、7月3日の図書館協議会での館長の報告は、結論として図書館としては直営による見直しは困難だと判断したというものです。1年4カ月もかけて真摯にまとめ上げた答申と相反する内容です。これをその他の議題で、わずか1分余りの口頭報告で済ませてしまう。資料も一切示さない。余りにこのやり方は不誠実ではありませんか。

○中央図書館長(當摩 弘君) 図書館では、平成30年度をかねまして、現行体制、直営での見直しができるかどうかを、バックヤードの業務も含めた図書館全体の業務に支障がないかということで検討してまいりました。そして、人事異動等で職員が変わってしまわぬ本年3月中に、図書館としてのまとめを出していきたいということで、今までも答弁とさせていただいてきております。図書館協議会につきましては、本年7月3日に開催しておりますので、3カ月経過後の開催となっておりますが、この時点で見直し作業全体についてのまとめですとか、資料の整理というのがまだできておりませんでした。そのため事前の打ち合わせの中では、その他

報告ということでお伝えできる状況につきまして、口頭にはなりましたが、お伝えすることにさせていただいたものです。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館協議会は年3回の開催でありまして、例年7月、それから2回目が10月から11月のどちらか、そして翌年の2月の3回、行ってきております。今回の7月3日の会議の後の会議、10月から11月になるわけですが、そちらでの報告になりますと、多くのことが事後報告になるというふうに思っております。そのため7月3日に、資料等の用意が整わない中ではありましたが、口頭で報告をさせていただいたわけでございます。それは、時間をかけて答申を出していただいた協議会の皆様に対して、少しでも誠実に応えようという気持ちから行ったものであります。さまざまな報告の仕方がある中で、事前に報告をしたことにつきましては、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 資料いただいておりますが、5月の教育懇談会に提出した資料でも、地区図書館の開館日、開館時間の見直しを現行の職員体制で行うことは困難であると判断せざるを得ない結果となったと書いてあって、それを証する資料がつけられているということではないですか。

図書館協議会の翌日、7月4日に起案された決裁文書には、同様の文書と、さらに8月23日に図書館長として教育委員会に指定管理者制度導入するという回答を行うという文書、資料まで提出されています。

前日の図書館協議会には直営では無理という報告のみで、指定管理者制度を導入するという報告はされていない。図書館協議会の答申に基づく検討結果を報告するのに、開催通知の中でも当日の式次第の中でも、その他とされて重要な報告が行われることは報告されるまでわからない。これでも7月3日の図書館協議会に対する報告のあり方は適切だったというふうに教育長は言うのでしょうか、伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず、5月8日の教育委員懇談会のほうに出させていただいた資料ですが、こちらにつきましては教育委員さん、教育委員会の場合には概要について詳しい部分がお伝えしてありませんでしたので、職員の配置等について御説明の資料を添付させていただきました。図書館協議会につきましては、これまでずっと長い間、検討の状況ですとか、置かれている状況につきましては随時お伝えしてきておりますので、今回直営での見直しができなかったということを説明するに当たっては、教育委員懇談会に出した資料では足りないというふうに判断しておりました。それをもって報告の資料とするには、やはり不足ではないかということで、あえて図書館協議会のほうには提出しないで、全体の見直しの作業がまとまった段階で、きっちりした形で報告をさせていただきたいというふうに考えておりました。

7月の教育委員懇談会につきましては、図書館協議会の終了後ですので、ぎりぎり資料を整えて提出したというようなことはございますが、こちらも概要ということでお伝えさせていただいたところですので、今後また検討作業していきますので、その中でまたきっちりしたものにつきましては、お示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時55分 延会